

稲美町 地域福祉計画



令和3(2021)年3月

稲美町

はじめに

近年、経済情勢の変化やグローバル化により、わが国の地域社会の状況は大きく変化し、従来の住民相互の社会的なつながり、いわゆる「向こう三軒両隣」という感覚が薄れてきています。また、生活様式や考え方の多様化に伴い、社会的孤立、ダブルケア、8050問題等の複雑化・多様化した生活課題がみられるようになってきています。



そして、令和2（2020）年には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、生活様式が大きく変わり、人との接触を減らすよう求められるなど、今後ますます地域での助け合いの機能が低下するのではないかと懸念されます。

このような状況に鑑みますと、地域に密着したきめ細かな福祉サービスを提供するためには、行政だけで進めても十分に提供することはできません。そこで、地域に関わるすべての人が地域における生活課題を我がこととして捉え、地域の福祉活動の担い手となり、支えあい、つながりあうことが重要となってきます。

そのため、本町では、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、誇りをもって、地域の一員として安心して暮らしつづけられる地域社会を築くため、「稲美町地域福祉計画」を策定しました。

本計画では、「みんなでつくる 誰もが安心して暮らせる地域共生社会」を基本理念として、地域住民一人ひとり、住民同士、社会福祉事業者等と行政が協働することにより、地域で暮らすすべての人が思いやりをもって支え合えるよう、地域福祉の推進に努めてまいります。今後とも、皆さまの一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、格別のご尽力をいただきました稲美町地域福祉計画策定委員会委員の皆さま、住民アンケートにご協力いただいた皆さま、また、関係各位の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和3（2021）年3月

稲美町長

古谷 博

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉とは	1
2 計画策定の背景	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	6
第2章 稲美町の現状と課題	7
1 稲美町の概況	7
2 住民アンケート調査結果からみられる状況	16
3 地域福祉推進上の課題	24
第3章 計画の基本的な考え方	26
1 基本理念	26
2 基本目標	27
3 施策の体系	28
第4章 施策の展開	29
基本目標1 福祉を担う人づくり	29
(1) 支え合う意識の高揚	30
(2) 福祉活動への理解・参加の促進	31
(3) 福祉の人材育成・確保	32
(4) 地域福祉活動の担い手づくり	33
基本目標2 互いに支え合う仕組みづくり	34
(1) 相談体制の整備	35
(2) 情報提供体制の整備	36
(3) ニーズに応じたサービスの提供	37
(4) 地域活動団体への支援	38
(5) 支援が必要な人への対応	39
(6) 生活困窮者への対応	40
基本目標3 安心できる環境づくり	41
(1) 人にやさしいまちづくり	42
(2) 安心・安全なまちづくり	43
(3) 要配慮者への支援の充実	44

第5章 計画の推進に向けて 45

- 1 計画の普及啓発..... 45
- 2 住民、地域、事業者と行政の協働による計画の推進 45
- 3 地域福祉の推進体制..... 46
- 4 計画の進行管理・評価..... 46

資料編 47

- 1 計画の策定経過..... 47
- 2 稲美町地域福祉計画策定委員会委員名簿..... 48
- 3 稲美町地域福祉計画策定委員会設置要綱..... 49
- 4 用語解説..... 51



第1章 計画策定にあたって

1

地域福祉とは

高齢者や障がいのある人、子育て家庭、さまざまな事情から生きづらさを感じている人など、すべての住民一人ひとりの生活様式を大切にしながら、家族や友人・知人とのつながりを大切に、文化やスポーツ、芸術、趣味などの社会的な活動に参加していくことで、誰もが自分らしく、誇りをもって、地域の一員として安心していきいきと暮らすことができる福祉のまちづくりの実現が「**地域福祉**」です。

私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化・核家族化の進行、経済の低成長、地域の連帯感の希薄化などにより、これまでとは異なった状況になってきています。

地域の住民一人ひとりが安心して暮らせる環境と幸せな生活を実現し、地域福祉を実現していくためには、それぞれの地域の特性に合わせた福祉サービスの提供だけでなく、地域住民がともに支え合い、助け合っていくことが大切です。

そのためには、住民自身が「地域」に対して関心を持つことや、地域の中における家族や友人、近所の人による助け合い、福祉事業者、社会福祉協議会と行政が取り組む各制度によるサービスの提供など、住民と行政がそれぞれの特長を活かしながら協働することが重要となります。





2

計画策定の背景

近年、少子高齢化、核家族化の急速な進展と個人の価値観の多様化などにより、家族や地域で支え合う機能の脆弱化や社会的なつながりの希薄化が進んでおり、私たちを取り巻く環境は変容の一途をたどっています。

一方で、このような地域社会の変化により、公的サービスだけでは対応しきれない生活課題、既存の制度による解決が困難な制度の狭間の問題、社会的排除の対象になりやすい人や低所得の問題など、多様な地域生活課題がみられるようになってきたことも事実です。また、生活不安やストレスの増大による自殺、DV（ドメスティック・バイオレンス）、虐待、ひきこもり、ニートなどの社会問題も発生してきています。

国では、平成 28（2016）年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のさまざまな人たちが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目指すこととされました。

「我が事・丸ごと」地域共生社会とは、これまで分野や対象者ごとに整備されてきた「縦割り」の仕組みを見直すとともに、地域におけるすべての関係者が「他人事」ではなく「我が事」として地域の生活課題を受け止め、「丸ごと」対応していく社会のことを言います。この社会においては、福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて、相互に支える・支えられる関係が不可欠であり、この社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進が求められています。

これからの福祉のあり方としては、行政だけが推進していくのではなく、多様な地域生活課題に対して、地域住民が主体となって参加するとともに、専門職、親族や友人、福祉活動を担う人、ボランティア、民生委員・児童委員、NPO、事業者等、関係者が地域での新たなネットワークを形成して、それぞれの役割、特長を活かしながら、地域住民のもつ課題の解決、またその発生の予防に向けて、相互に連携・協力して取り組んでいくことが求められています。

本町においては、これまで「稲美町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「稲美町障害者基本計画・いなみ障がい福祉計画」、「稲美町子ども・子育て支援事業計画」などにおいて、それぞれの分野別に福祉の推進を図ってきました。

本計画は、分野別の福祉計画を内包する計画として位置付け、地域福祉に関わる取り組みの実施状況や社会経済情勢、住民のニーズなどを踏まえつつ、地域福祉の基本的な方向性について明らかにしていくものとして策定するものです。



3 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

社会福祉法第107条（令和3（2021）年4月1日施行）に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられ、稲美町総合計画のもとで福祉分野を具体化する計画のひとつであり、福祉分野における基本計画としての性格を持つものです。

社会福祉法

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（参考）第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（以降、略）

第106条の4（重層的支援体制整備事業）

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

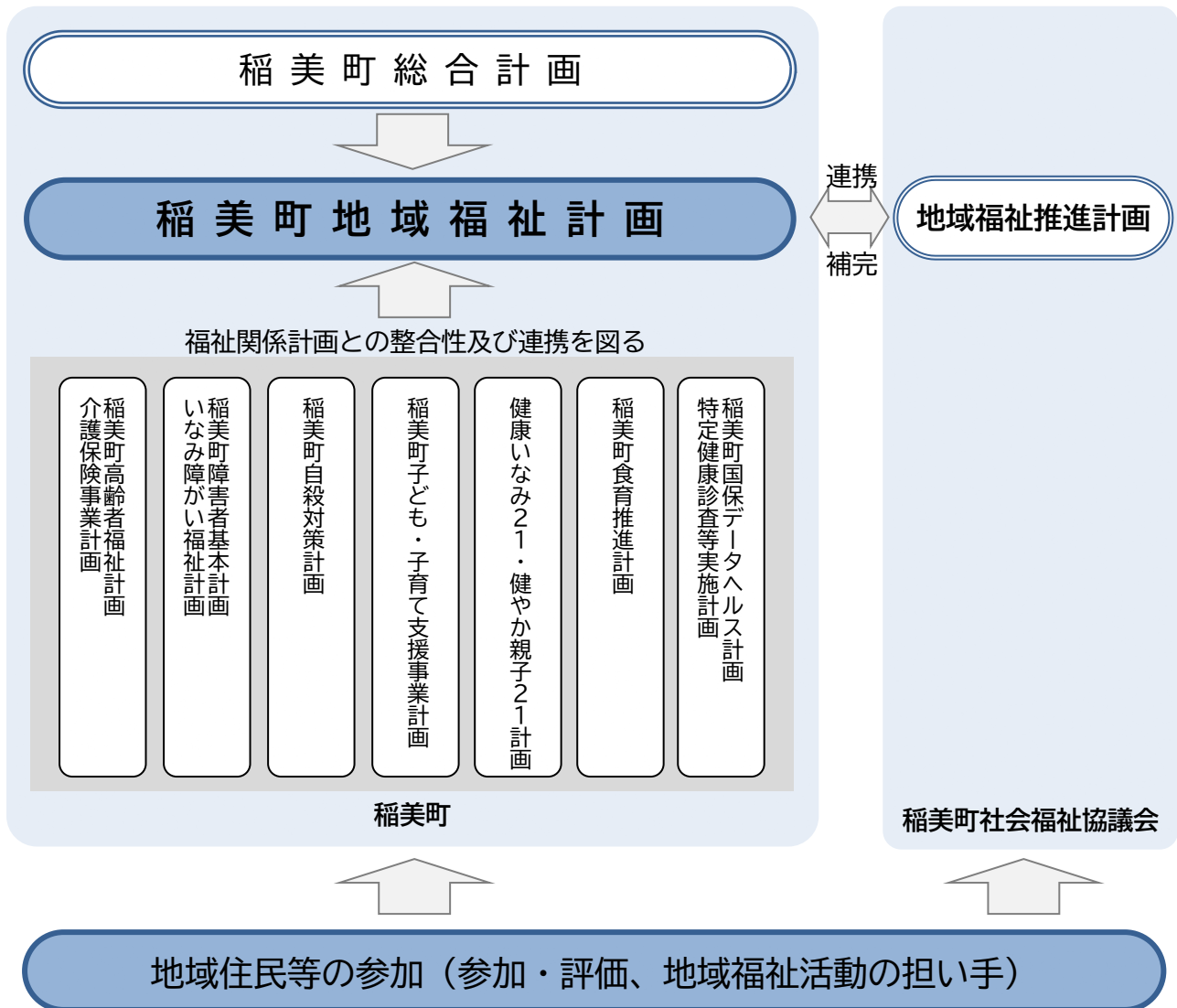
- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。（以降、略）



(2) 町の他の計画との関係

地域福祉計画は、総合計画を上位計画とし、地域福祉を推進するための目標を定め、取り組みを体系化する基本計画としての性格を持つものです。

地域福祉推進のための基盤や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、その計画を踏まえて稲美町社会福祉協議会が作成する「地域福祉推進計画」は、互いに連携及び補完しあい、住民が主体となって稲美町の地域福祉を推進していくものです。





4 計画の期間

本計画は、令和3（2021）年度を初年度として、令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とします。

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
稲美町総合計画	第5次計画			第6次計画・基本構想						
	後期基本計画			前期基本計画				後期基本計画		
稲美町地域福祉計画			本計画（第1次計画）				⇒ 次期計画へ			
稲美町高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第7期計画		第8期計画		第9期計画			第10期計画		
稲美町障害者基本計画 いなみ障がい福祉計画	障害者基本計画								⇒ 次期計画へ	
	第5期計画		第6期計画		第7期計画			第8期計画		
稲美町自殺対策計画	第1期計画				⇒ 次期計画へ					
稲美町子ども・子育て 支援事業計画	第2期計画				⇒ 次期計画へ					
健康いなみ 21 ・健やか親子 21 計画	第2期計画				⇒ 次期計画へ					
稲美町食育推進計画	第2期計画				⇒ 次期計画へ					
稲美町国保データヘルス計画 特定健康診査等実施計画	第3期計画				⇒ 次期計画へ					





5

計画の策定体制

この計画は、現状を把握するために住民アンケート調査を実施するとともに、計画の策定にあたっては策定委員会での協議を行う等、策定の段階から住民参加によって計画づくりを行いました。

(1) 住民アンケート調査の実施

地域福祉に関する実態を踏まえ、住民のニーズを的確に把握し、意見を反映させる必要があるため、令和元（2019）年11月20日から令和元（2019）年12月12日までの間、住民アンケート調査を実施しました。

(2) 計画の策定体制

地域福祉施策は行政組織の幅広い部門に関連するため、保健・医療・福祉に携わる住民代表、関係行政機関等で構成する策定委員会を開催し、今後展開する施策についての協議・検討を行いながら策定しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画素案に対して、住民から幅広い意見を反映させるため、令和3（2021）年1月6日から令和3（2021）年2月4日までの間、パブリックコメントを実施しました。



第2章 稲美町の現状と課題

1 稲美町の概況

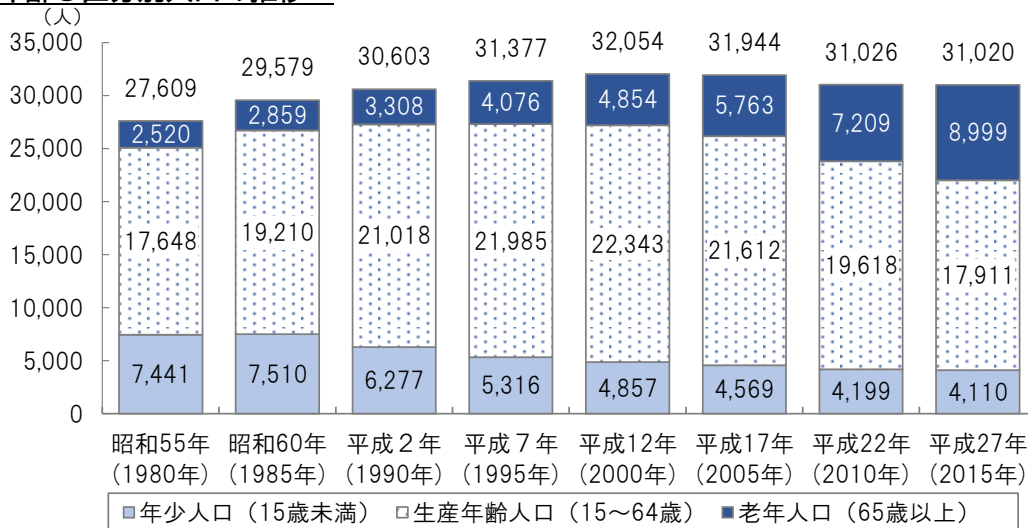
(1) 人口・世帯数の状況

①人口の推移

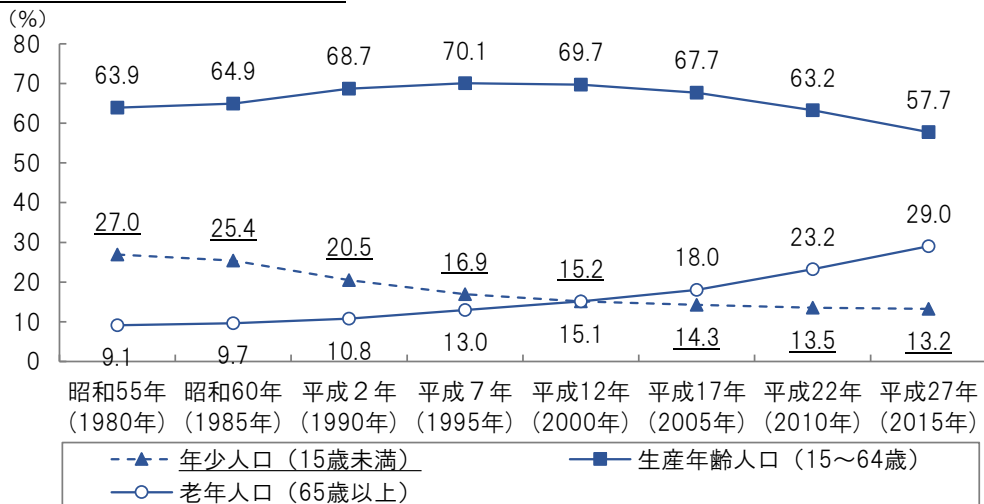
本町の人口は、平成27（2015）年に31,020人となっており、昭和55年以降増加傾向となってきましたが、平成17（2005）年から減少傾向に転じています。年齢3区分別にみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）はともに減少傾向となっているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しています。

また、総人口に占める割合でみると、老年人口（65歳以上）割合は上昇しており、平成27（2015）年には29.0%と、人口の4人に1人以上が高齢者となっています。

図：年齢3区分別人口の推移



図：年齢3区分別人口割合の推移



資料：稲美町統計書（国勢調査）

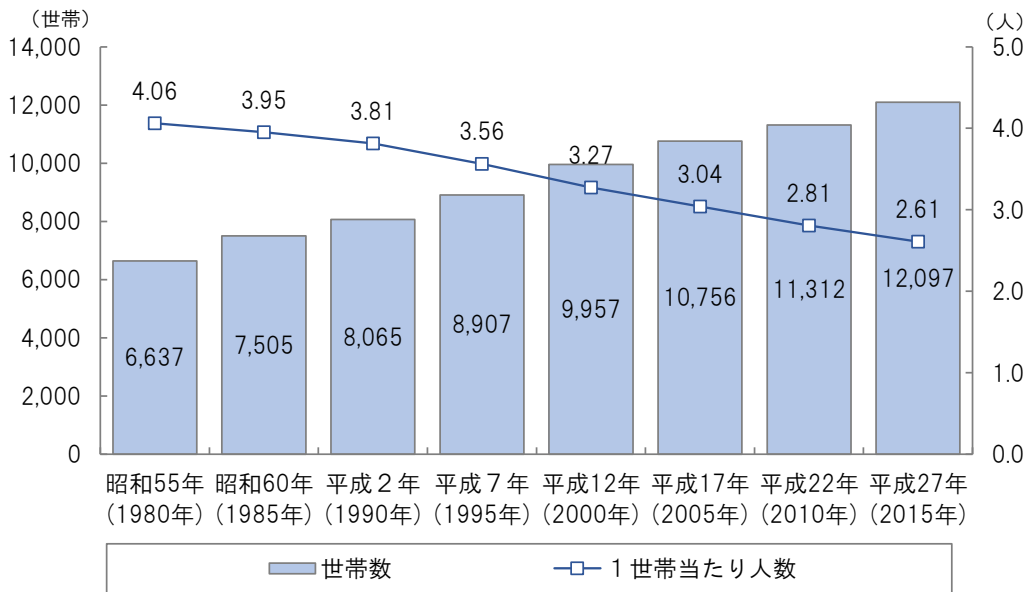


②世帯数の推移

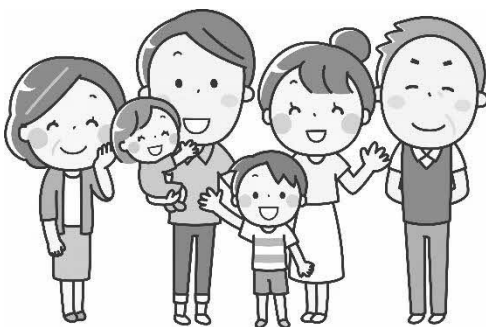
世帯数は、平成27（2015）年に12,097世帯となっており、昭和55（1980）年以降、増加傾向となっています。

人口が近年では横ばい傾向から減少傾向となっていることから、1世帯当たり人数は減少しており、平成27（2015）年には2.61人となっています。

図：世帯数の推移



資料：稲美町統計書（住民基本台帳人口（各年3月31日現在））



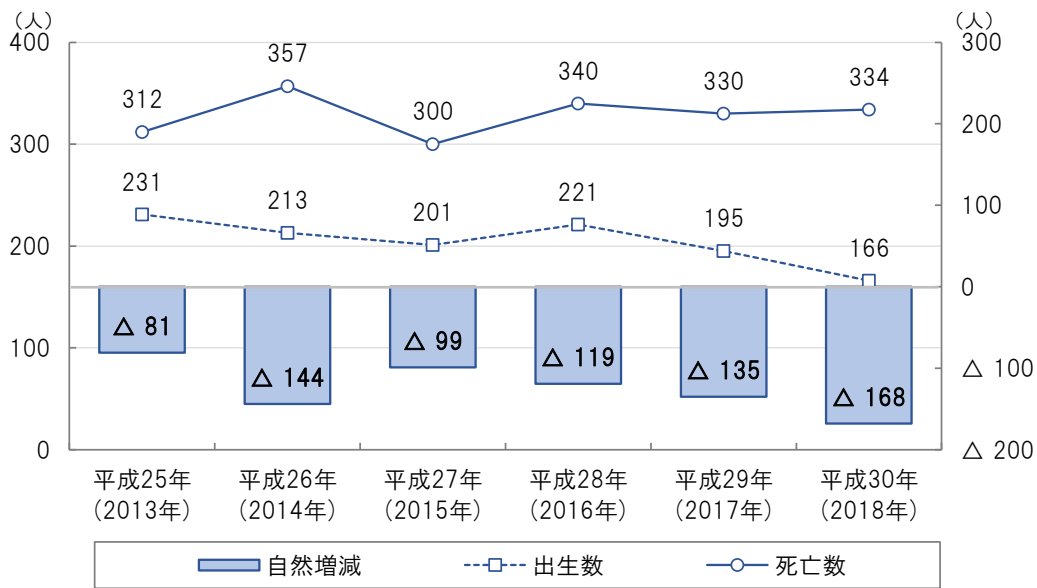


③人口動態

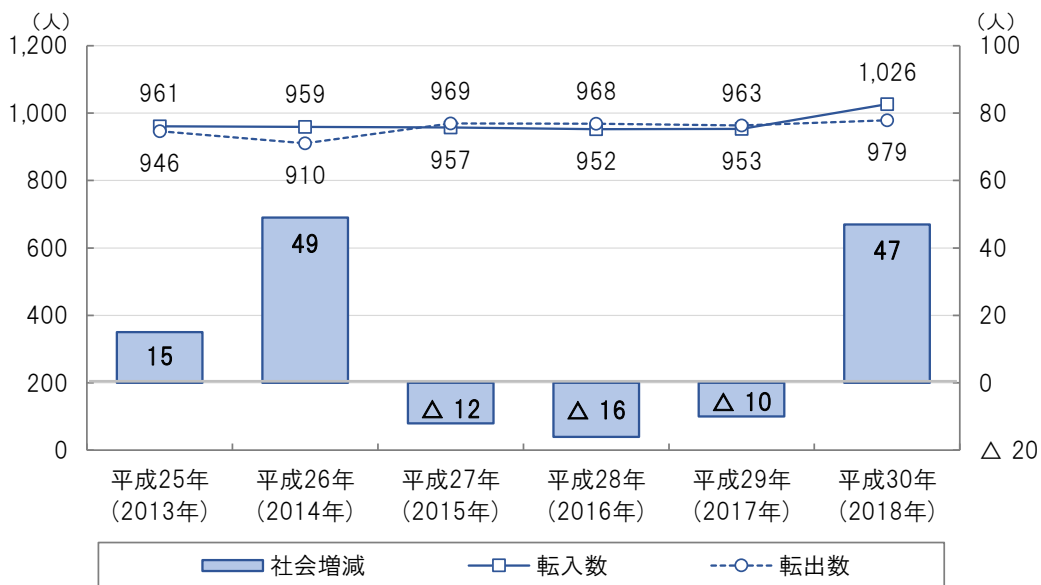
自然動態では、平成28（2016）年以降、出生数が減少しています。平成25（2013）年以降、死亡者数が出生数を上回る「自然減少」となっています。

一方、社会動態は、平成25（2013）年以降、転入者・転出者が同数程度で推移していましたが、平成30（2018）年には転入者が転出者を上回り、「社会増加」となっています。

図：自然動態



図：社会動態



資料：稲美町統計書

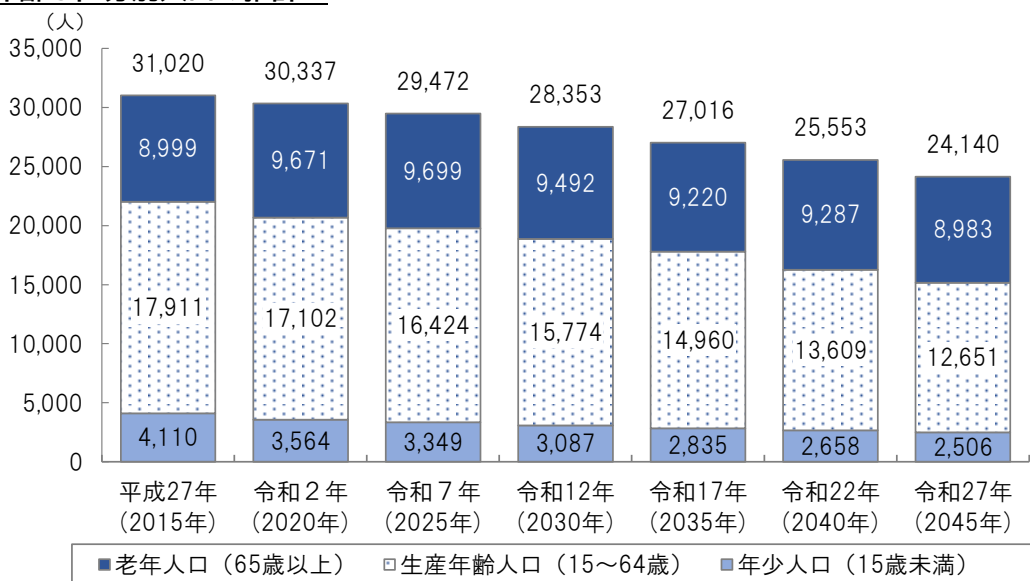


④人口推計

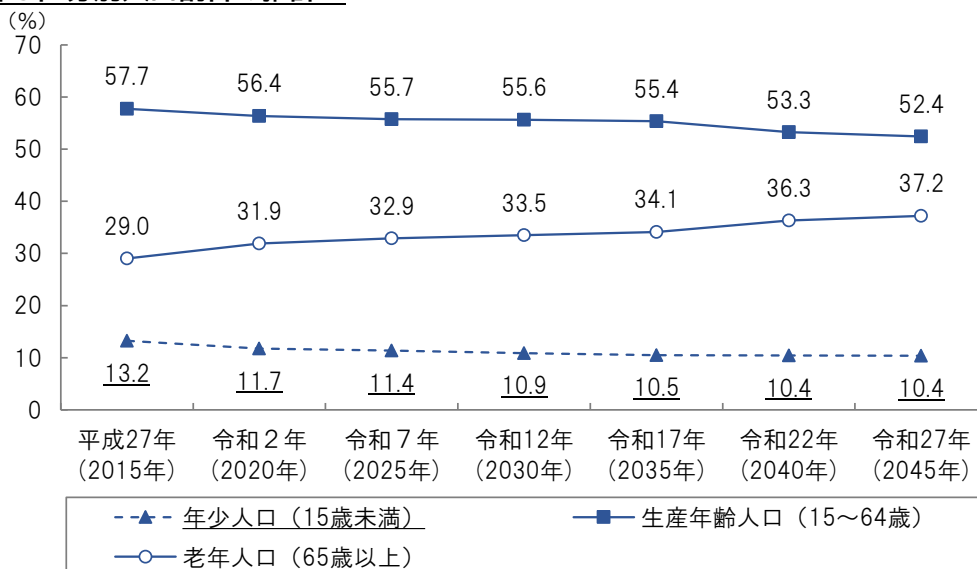
稲美町人口ビジョンによると、本町の人口は今後も減少を続け、令和12（2030）年には28,353人、令和22（2040）年には25,553人と急速な人口減少が予測されています。

また、年齢3区分別にみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）の減少に伴う高齢化率の上昇が見込まれており、令和12（2030）年には33.5%と約3人に1人が高齢者になると予測されています。

図：年齢3区分別人口の推計



図：年齢3区分別人口割合の推計



資料：平成27（2015）年は稲美町統計書（実績）、令和2（2020）年以降は稲美町人口ビジョン（推計）



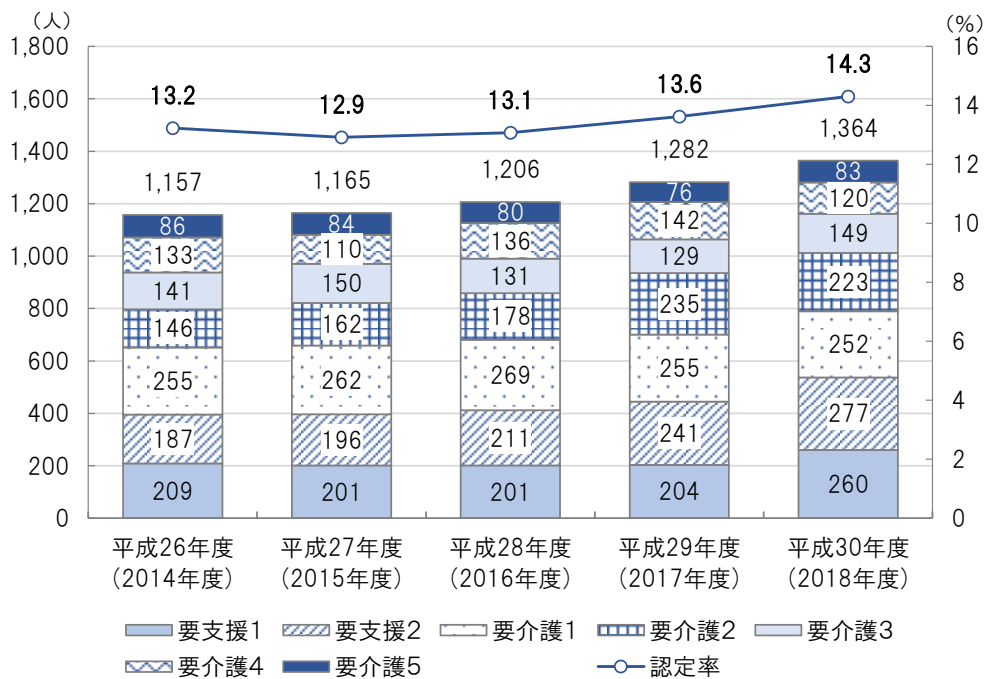
(2) 地域で支援を必要とする人の現状

① 高齢者の状況

本町の要介護（要支援）認定者数の推移をみると、平成26（2014）年度以降、増加傾向となっており、特に、「要支援2」及び「要介護2」で増加しています。

また、第1号被保険者数に対する要介護（要支援）認定者数の割合である認定率でみると、平成28（2016）年度以降やや増加傾向で推移しており、今後の高齢化に伴い要介護（要支援）認定者数の増加も見込まれます。

図：要介護（要支援）認定者数の推移



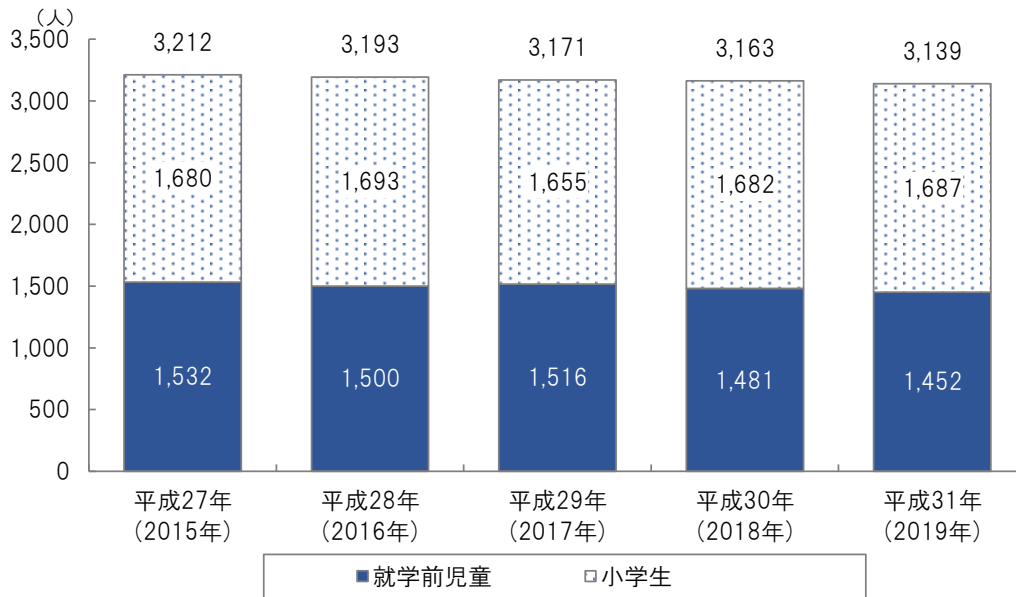
資料：稲美町統計書（健康福祉課「介護保険事業状況報告」（各年度末現在））



②子どもや子育て家庭の状況

本町の就学前児童、小学生別に人口の推移をみると、就学前児童・小学生ともに増減を繰り返しつつも、全体としては微減傾向となっています。

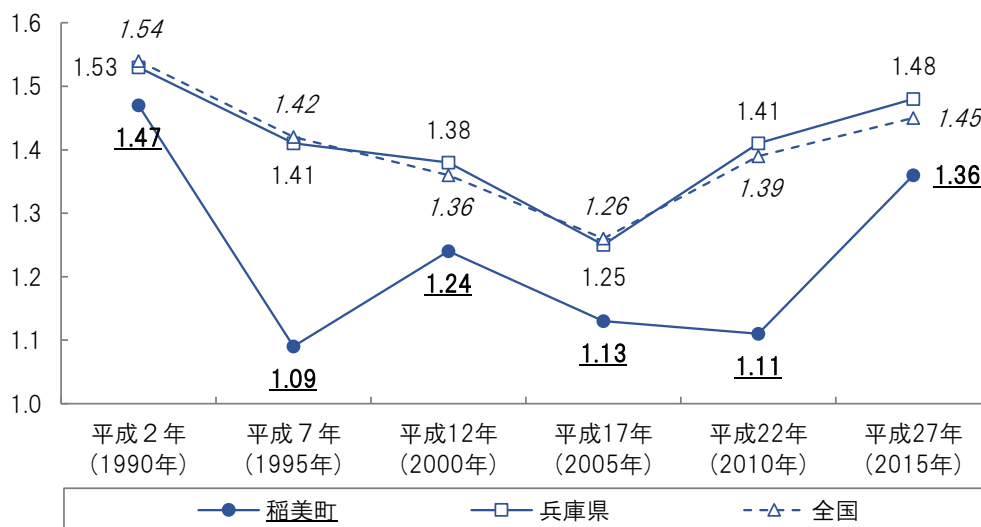
図：就学前児童、小学生人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

また、合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に生むとされる子どもの数）は、全国、県を下回る水準で、近年は減少傾向にありましたが、平成27（2015）年には上昇し、全国、県の水準に近づいています。

図：合計特殊出生率の推移



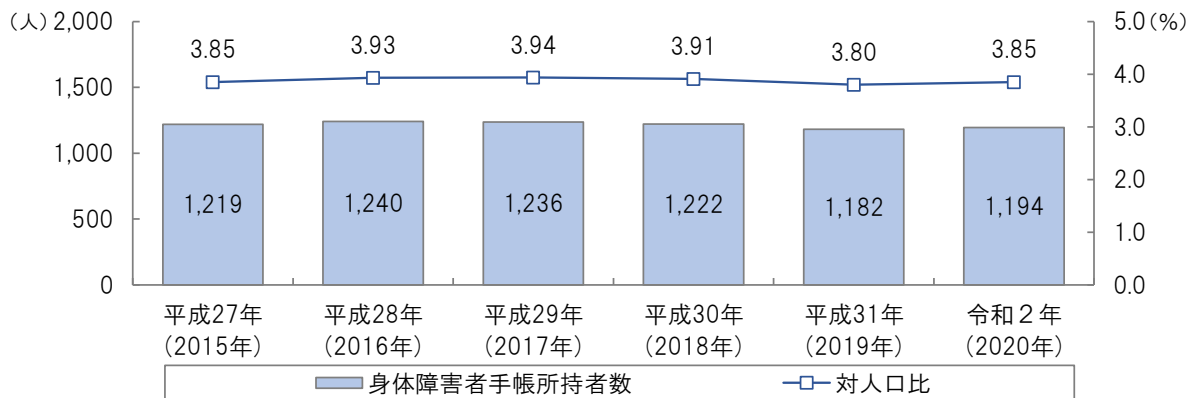
資料：兵庫県保健統計年報



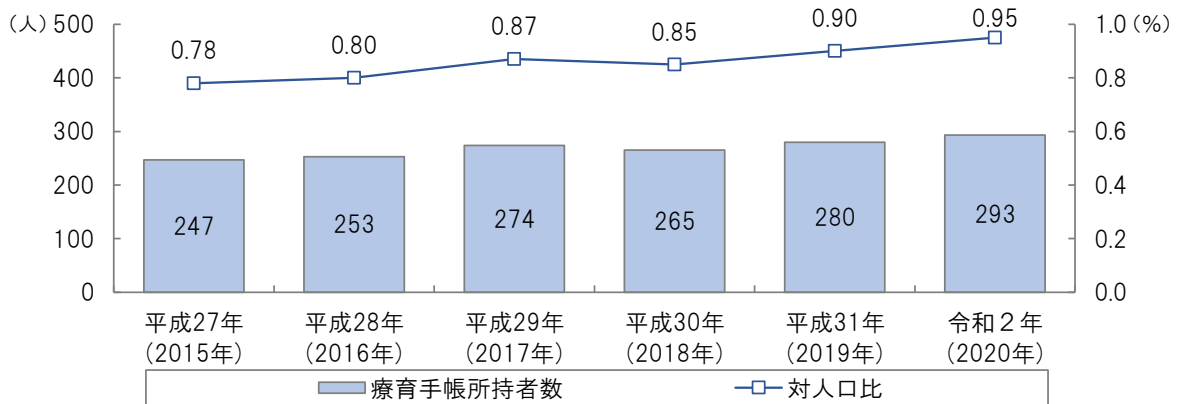
③障がいのある人の状況

本町の障がいのある人の状況は、身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者）は横ばい傾向となっているのに対し、知的障がいのある人（療育手帳所持者）、精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）は増加傾向となっています。

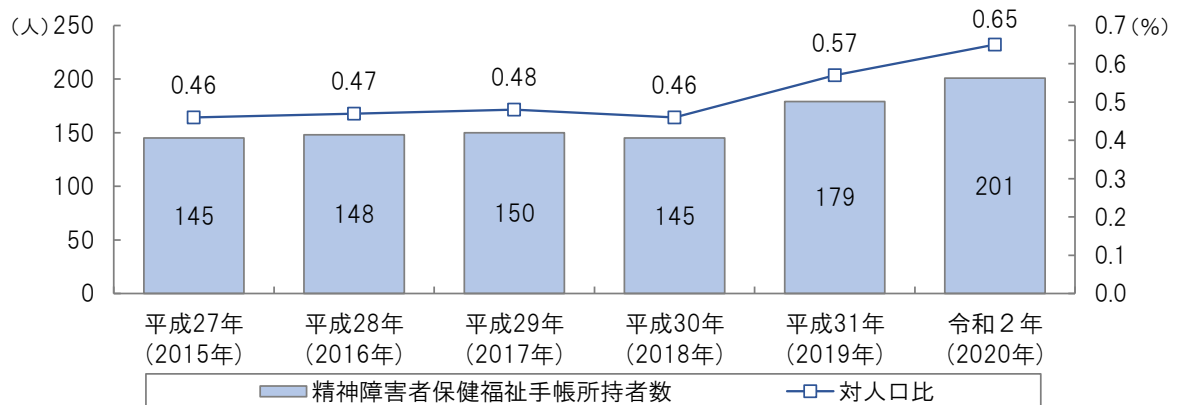
図：身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者数）の推移



図：知的障がいのある人（療育手帳所持者数）の推移



図：精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳所持者数）の推移



資料：地域福祉課（各年3月31日現在）

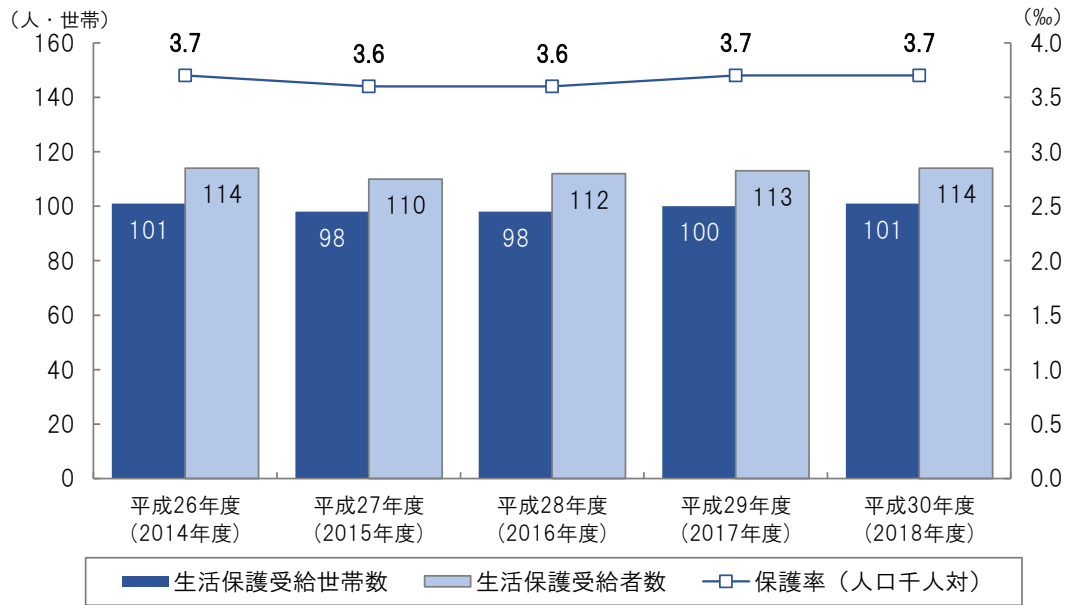


④生活保護の状況

本町の生活保護受給世帯数及び受給者数の状況は、平成26（2014）年度以降、横ばい傾向となっており、平成30（2018）年度末時点で受給者は101世帯、114人となっています。

人口に対する保護率（千人対）をみると、3.7‰となっており、東播磨県民局平均（平成30（2018）年度末現在）の6.7‰と比べると低くなっています。

図：生活保護の推移



資料：稲美町統計書（各年度末現在）



(3) 地域のボランティアの現状

① ボランティアの登録状況

ボランティアの登録状況は、平成30（2018）年度以降、減少傾向となっており、令和2（2020）年度には、連絡会加入団体数は24グループ、加入者数は312人となっています。

表：ボランティアの登録状況

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
ボランティア連絡会加入団体数	25グループ	25グループ	24グループ
ボランティア連絡会加入団体 加入者数	354人	348人	312人
個人ボランティア登録者数	9人	9人	8人
ボランティア保険加入者数	1,481人	1,651人	1,316人

資料：稲美町社会福祉協議会





2 住民アンケート調査結果からみられる状況

地域住民が支え合い、誰もが安心して暮らせる福祉社会の実現に向けて、住民の地域福祉に関する現状や意見を把握し、町の施策や計画の基礎資料とするために実施しました。

調査の概要は下記のとおりです。

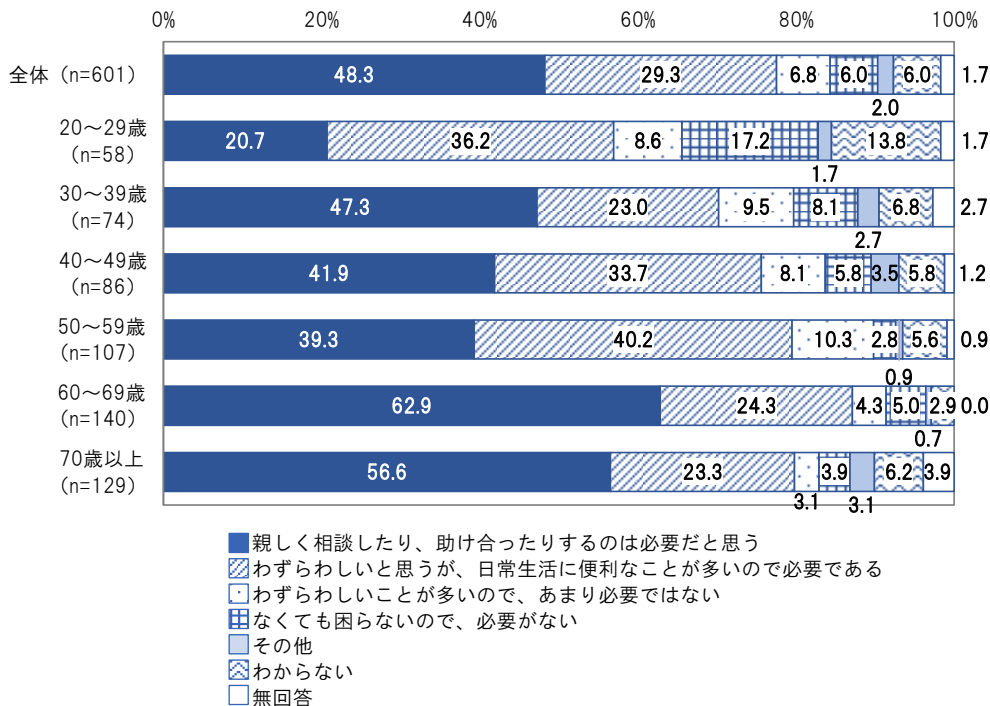
- 調査対象：稲美町内にお住まいの20歳以上の男女 1,200人
- 調査方法：無作為抽出による郵送配布・郵送回収
- 調査期間：令和元（2019）年11月20日（水）～ 令和元（2019）年12月12日（木）
- 回収状況

対象者数	有効回収数	有効回収率
1,200人	601人	50.1%

(1) 近所づき合いに対する考え方

近所づき合いに対する考え方では、「親しく相談したり、助け合ったりするのは必要だと思う」が半数近くを占め、「わずらわしいと思うが、日常生活に便利なことが多いので必要である」と合わせると、8割近くの方が『必要である』となっています。

一方で、年代別にみると、年代が下がるにつれて「わずらわしいことが多いので、あまり必要ではない」や「なくても困らないので、必要がない」などの『必要ない』の割合が増えており、20～29歳代では2割以上を占めています。

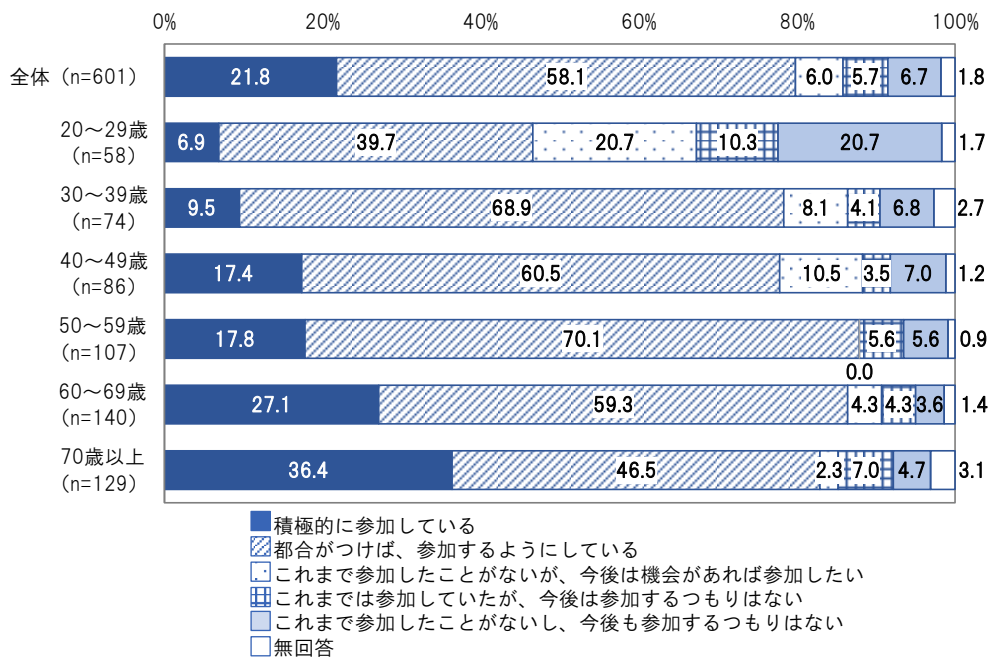




(2) 自治会行事などの地域活動への参加状況

自治会行事などの地域活動への参加状況では、「都合がつけば、参加するようにしている」が6割近くを占め、「積極的に参加している」と合わせると、約8割の人が『参加している』となっています。

年代別にみると、年代が低いほど『参加している』の割合が少ないものの、「これまで参加したことがないが、今後は機会があれば参加したい」が20～29歳では約2割、30～49歳では約1割を占め、これからの増加が見込める結果となっています。

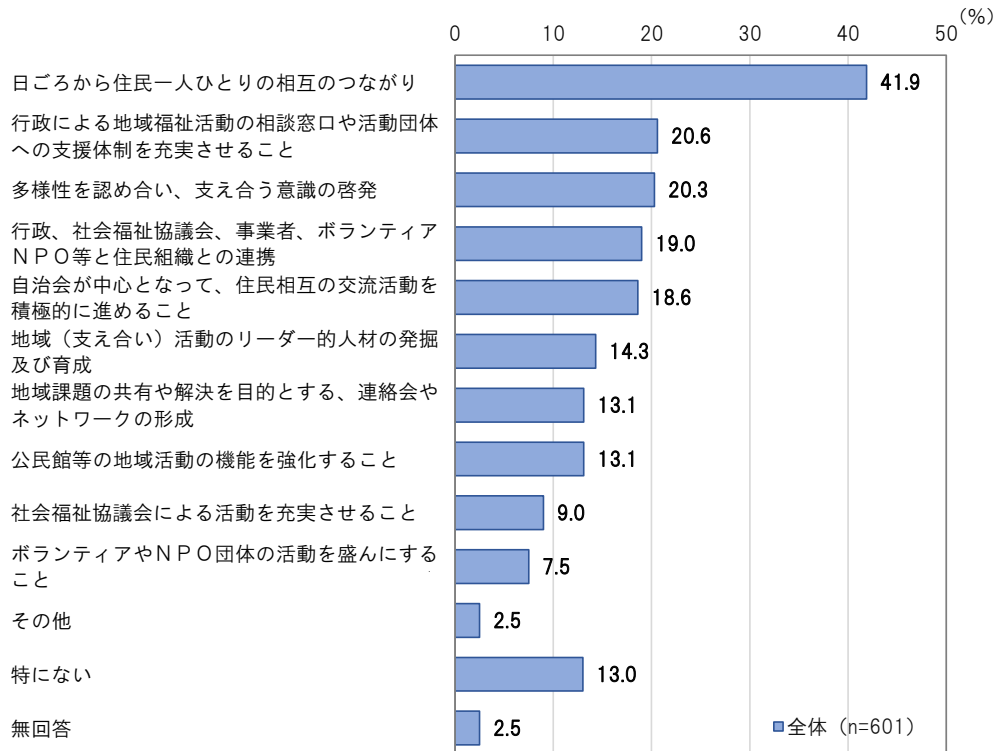




(3) 地域での支え合い活動を進めていくために必要だと思う取り組み

地域での支え合い活動を進めていくために必要だと思う取り組みでは、「日ごろから住民一人ひとりの相互のつながり」が4割以上を占め、その他の項目と比べても突出して高くなっており、日頃からのつながりを重要と考えている人が多くなっています。

次いで、「行政による地域福祉活動の相談窓口や活動団体への支援体制を充実させること」、「多様性を認め合い、支え合う意識の啓発」の順となっています。

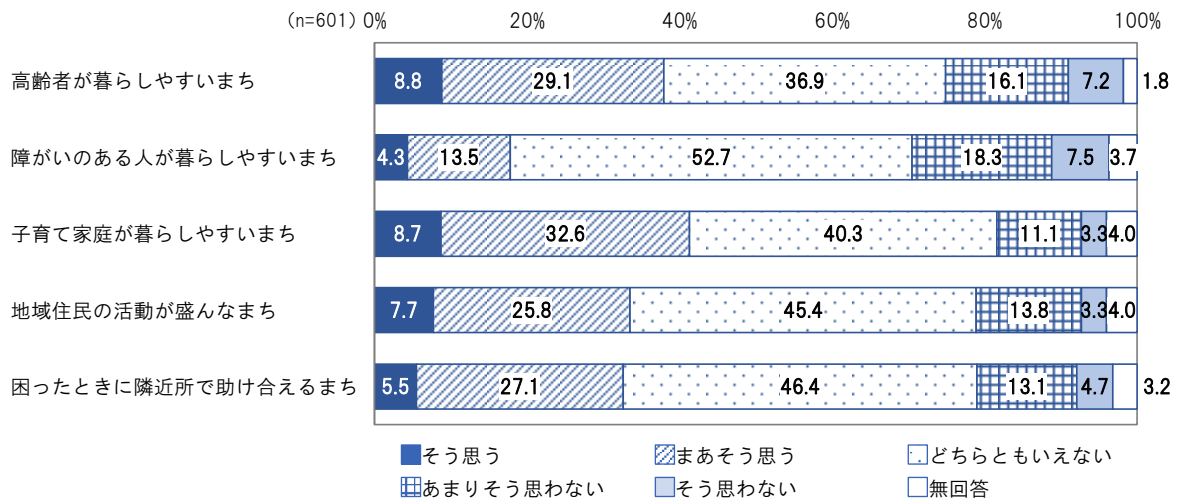




(4) 稲美町の地域福祉に対する印象

稲美町の地域福祉に対する印象では、「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた『そう思う』の割合をみると、“子育て家庭が暮らしやすいまち”で4割以上を占めて最も高く、次いで“高齢者が暮らしやすいまち”となっています。

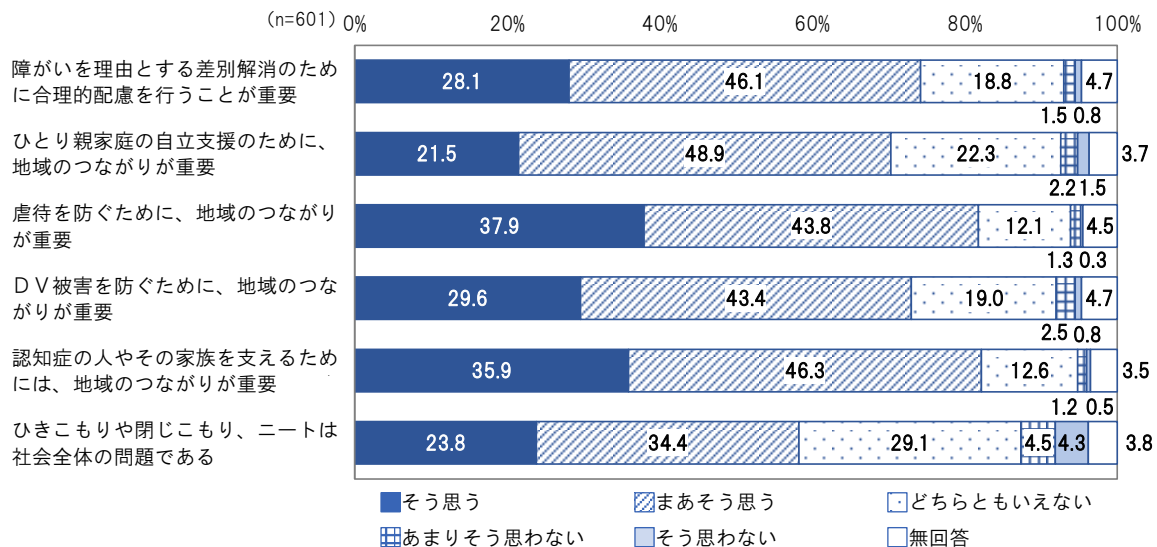
一方で、“障がいのある人が暮らしやすいまち”では、「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせた『そう思わない』が2割を超えており、やや高くなっています。



(5) 地域福祉に対する考え方

地域福祉に対する考え方では、「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた『そう思う』の割合をみると、“認知症の人やその家族を支えるためには、地域のつながりが重要”で最も高く、次いで“虐待を防ぐために、地域のつながりが重要”となっています。

一方で、“ひきこもりや閉じこもり、ニートは社会全体の問題”では『そう思う』が6割未満となっており、その他の項目に比べて低くなっています。

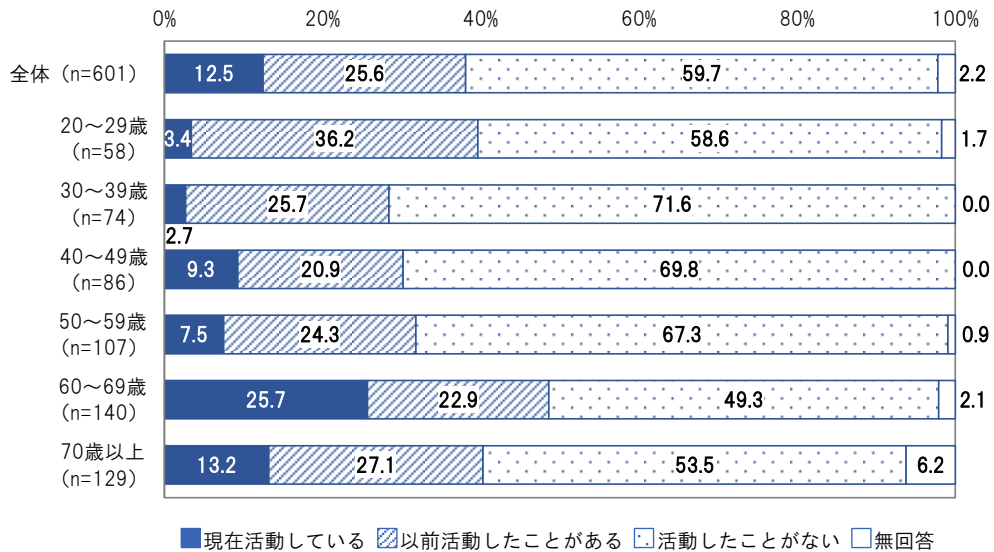




(6) ボランティア活動や助け合い活動の状況

ボランティア活動や助け合い活動の状況では、「活動したことがない」が約6割を占め、「現在活動している」は1割程度となっています。

年代別にみると、「現在活動している」人の割合は60～69歳で最も高くなっており、59歳以下では1割未満となっています。

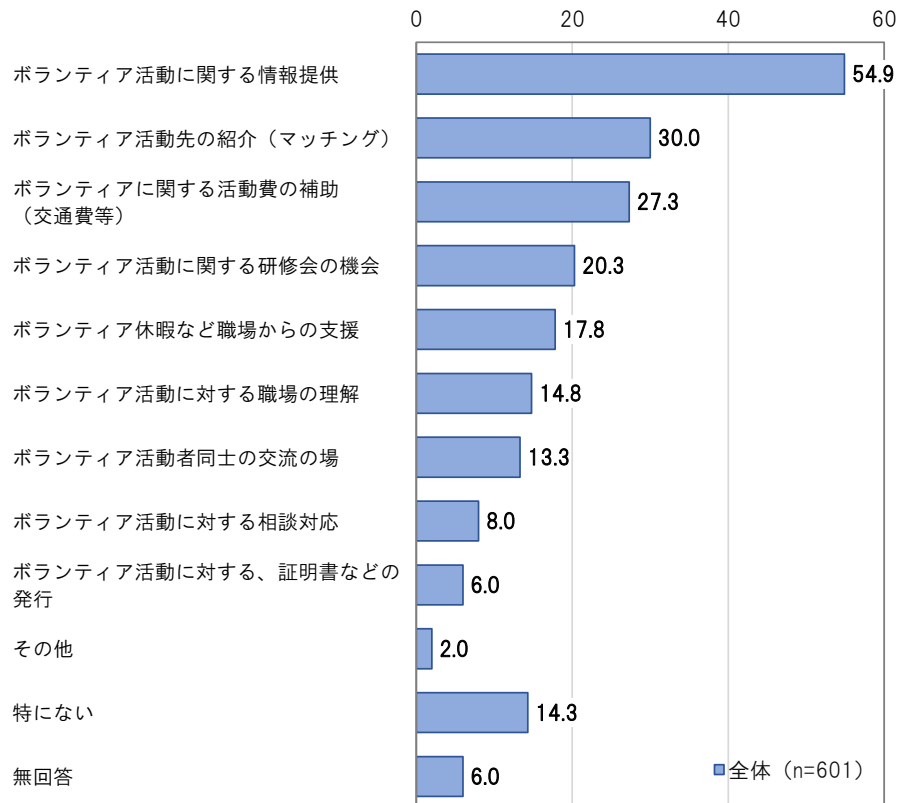




(7) ボランティア活動を行いやすくするために必要な支援

ボランティア活動を行いやすくするために必要な支援では、「ボランティア活動に関する情報提供」が半数以上を占めて最も高く、その他の項目と比べても突出して高くなっています。

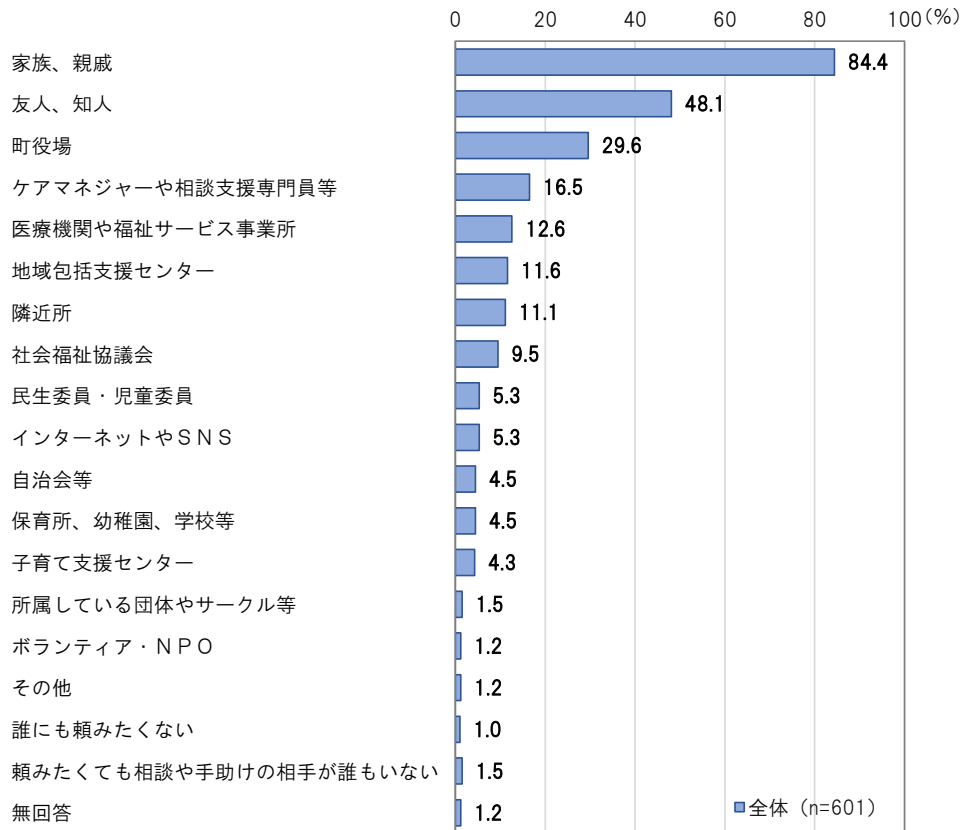
次いで「ボランティア活動先の紹介（マッチング）」、「ボランティアに関する活動費の補助（交通費等）」、「ボランティア活動に関する研修会の機会」の順となっており、活動団体や活動内容についての情報提供を望む人が多い結果となっています。





(8) 生活上の問題の相談先や手助けの依頼先

生活上の問題の相談先や手助けの依頼先では、「家族、親戚」が8割を超え、その他の項目と比べても突出して高くなっています。次いで、「友人、知人」、「町役場」の順となっており、家族や友人などの近い人に依頼する人が多い結果となっています。

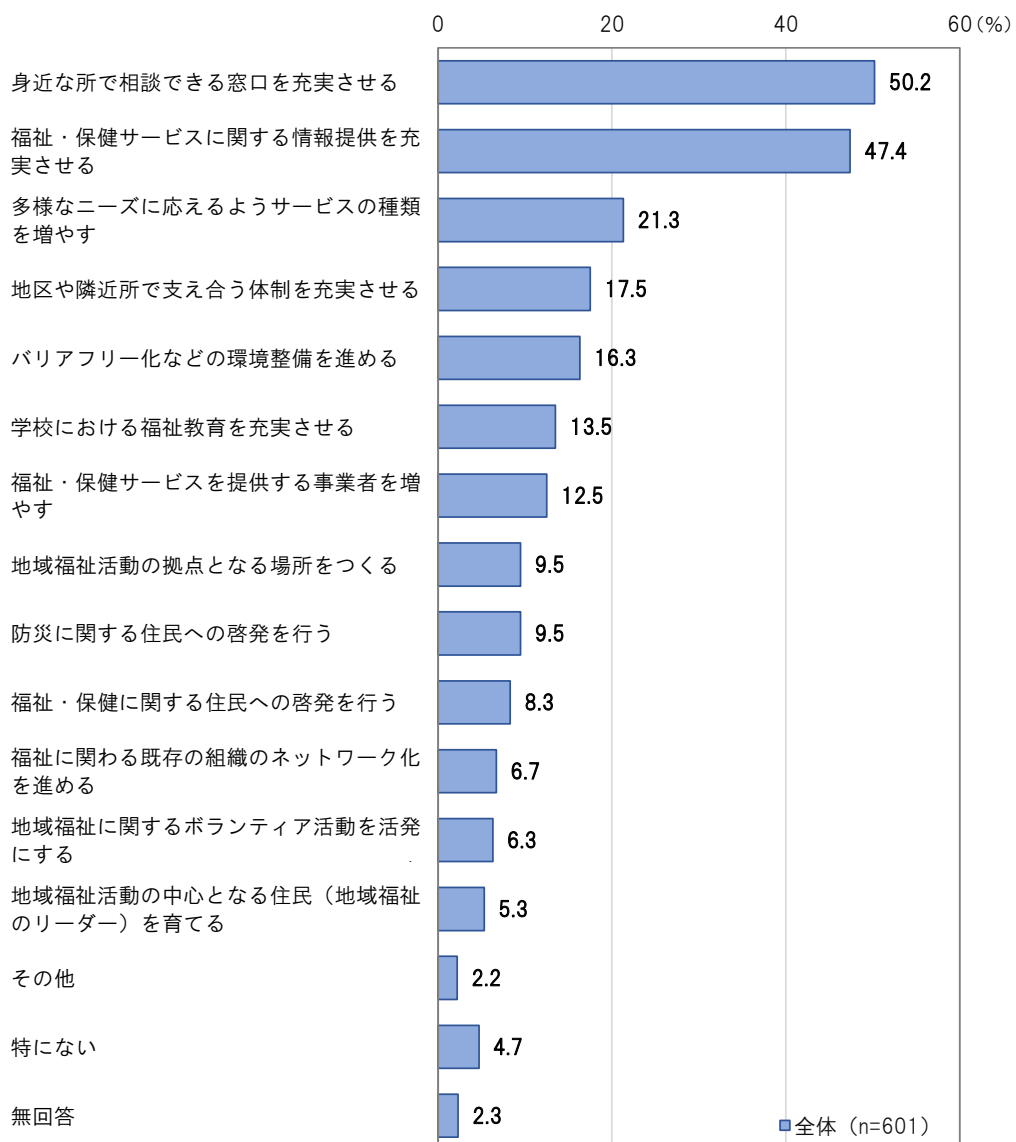




(9) 稲美町における福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきこと

稲美町における福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきことでは、「身近な所で相談できる窓口を充実させる」が約半数を占めて最も高く、次いで「福祉・保健サービスに関する情報提供を充実させる」となっており、この2点がその他の項目と比べても突出して高くなっています。

次いで、「多様なニーズに応えるようサービスの種類を増やす」、「地区や隣近所で支え合う体制を充実させる」、「バリアフリー化などの環境整備を進める」の順となっており、相談体制や情報提供の充実を望む人が多い結果となっています。





3

地域福祉推進上の課題

本町の概況や住民アンケート調査等から、地域福祉を推進していくうえでの課題として、次のようなことがあります。

■ 地域との連携の希薄化

少子高齢化等に伴うひとり暮らし・核家族化の進行、地域とのつき合いが希薄化している現状があります。また、プライバシーに対する意識の高まりもあり、同じ地域にどのような人が住んでいるのか分かっていない状況があります。

■ 地域生活への移行

高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画等の分野別計画においては、地域包括ケアシステムの深化・推進など、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるように地域内で助け合う体制の整備を推進しています。

しかしながら、高齢者のみの世帯や障がいのある人の世帯など、何らかの支援がないと地域生活を維持することが難しい場合もあります。

■ 子育て家庭等の孤立

未婚化や晩婚化の進行に加え、近年では結婚した夫婦が持つ子どもの数も減少傾向にあります。こうした状況の背景として、核家族化に伴う三世帯同居世帯の減少による家庭の養育力の低下、少子高齢化に伴い地域内で同年代の子どもを持つ家庭の減少など、かつては家族や近隣から得られていた知恵や支援が得られにくいという育児の孤立といった問題点が指摘されています。

■ 住民の抱える福祉課題の多様化・複合化

住民の生活様式や考え方の多様化に伴い、子どもや高齢者などの社会的弱者への虐待・権利侵害、孤独死、ひきこもり、生活困窮の問題など、新たな課題が発生してきています。

また、高齢の親と無職独身や障がいのある子どもが同居することによる問題(8050問題)、介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)の課題など、複数の課題を持っている場合もあり、複合的な生活課題に対応するため、横断的な「断らない相談」のような包括的な支援体制が求められています。



■ 活動団体等の減少・高齢化

ボランティア団体や地域の活動団体においては、活動者自身の高齢化に伴い、登録者・参加者自体が減少傾向にあります。しかしながら、新規登録・参加の人数は少なく、新たな人材の確保や次のリーダーの育成が課題となっています。

■ 支援が必要な人の増加

高齢化の進行に伴い認知症患者数は増え続けており、厚生労働省の発表によると、認知症の高齢者は団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年には約700万人となり、高齢者の約5人に1人が認知症になると推計されています。また、近年では高齢者が被害に遭う犯罪や、高齢者が加害者となる事故等がニュースとなることも増えています。

犯罪や事故などから住民の身の安全を守るための支援について、その効果的な方法等を検討していく必要があります。

■ 災害や感染症に強い町づくり

近年、地震や豪雨などの災害が各地で多発しており、災害への備えが重要となっています。災害時には地域での協力が欠かせないことから、平時から地域における見守り活動を通じ、地域での顔の見える関係づくりを進めていく必要があります。

また、令和2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症においては、活動自粛によって地域活動自体の縮小がみられました。このような感染症の流行時においても、感染症対策を徹底しつつ必要な取り組みを継続していくための情報提供や支援について検討していく必要があります。



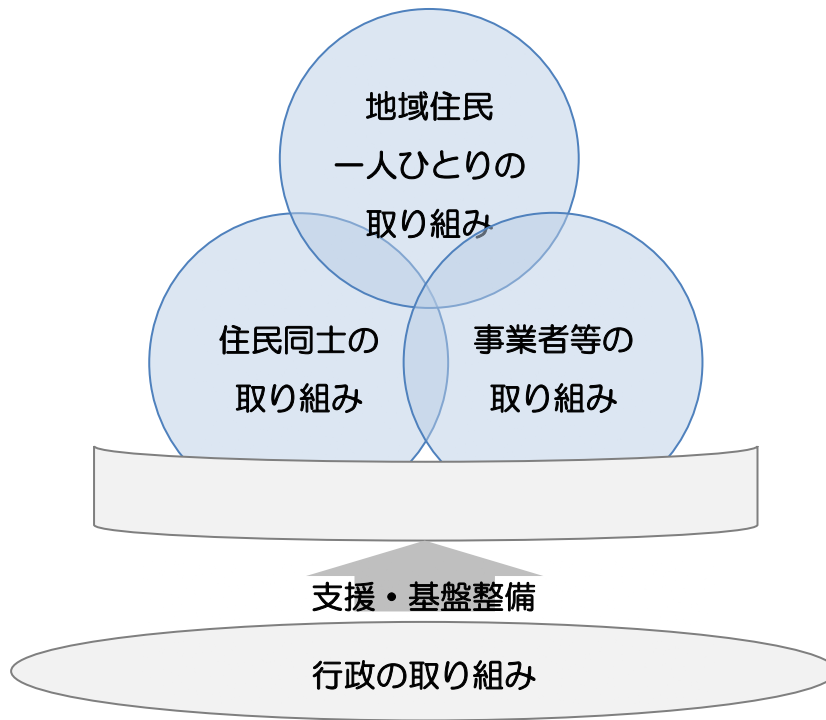
第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域福祉活動は、行政だけが進めても、地域に密着したきめ細かな福祉サービスを住民に提供することはできません。これからの福祉活動は地域ごとに、住民一人ひとりや事業所、町等が、お互いの関わりを強めながら、それぞれの立場でその役割を担うことが重要になります。

本町では、これらに対応するため、『**みんなでつくる 誰もが安心して暮らせる地域共生社会**』を基本理念として掲げ、行政と住民が協働し、子どもから高齢者まですべての人々が支え合い、助け合えるまちづくりを進めていきます。

『みんなでつくる 誰もが安心して暮らせる地域共生社会』とは、地域住民一人ひとり、住民同士、社会福祉事業者等、行政が一緒になって取り組んで、誰もが安心して暮らせる地域共生社会をつくっていかうというものです。



地域住民一人ひとりの取り組み	地域に暮らす一人ひとりが、いつまでも自分らしく地域で暮らすための予防的福祉の取り組み
住民同士や事業者等の取り組み	住民同士の取り組み 地域組織や、ボランティア等地域で助け、助けられる関係づくりの取り組み
	事業者等の取り組み 社会福祉事業者、NPO、企業等の資源を地域の暮らしに活かす取り組み
行政の取り組み	地域福祉活動の支援と包括的支援体制づくりの取り組み



2 基本目標

基本理念の実現のためには、住民一人ひとりがお互いを尊重し、理解し、相互に助け合うことのできる地域社会を実現していくことが重要となります。

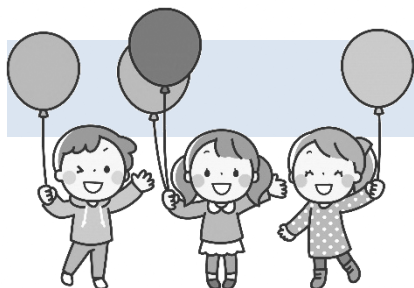
そのためには、一人ひとりができること、地域で共に助け合えること、町（行政）がすべきことを、それぞれの立場で考え、行動することが求められています。

地域における生活課題の共有化や情報の公開を積極的に進めるとともに、何ができるのかを明らかにし、共通理解を深め、行動へとつなげていくため、以下の3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 福祉を担う人づくり



基本目標2 互いに支え合う仕組みづくり



基本目標3 安心できる環境づくり



3 施策の体系

基本理念	基本目標	基本方針
<p>みんなでつくる 誰もが安心して暮らせる地域共生社会</p>	<p>基本目標1 福祉を担う人づくり</p>	<p>(1) 支え合う意識の高揚</p> <p>(2) 福祉活動への理解・参加の促進</p> <p>(3) 福祉の人材育成・確保</p> <p>(4) 地域福祉活動の担い手づくり</p>
	<p>基本目標2 互いに支え合う仕組みづくり</p>	<p>(1) 相談体制の整備</p> <p>(2) 情報提供体制の整備</p> <p>(3) ニーズに応じたサービスの提供</p> <p>(4) 地域活動団体への支援</p> <p>(5) 支援が必要な人への対応</p> <p>(6) 生活困窮者への対応</p>
	<p>基本目標3 安心できる環境づくり</p>	<p>(1) 人にやさしいまちづくり</p> <p>(2) 安心・安全なまちづくり</p> <p>(3) 要配慮者への支援の充実</p>



第4章 施策の展開

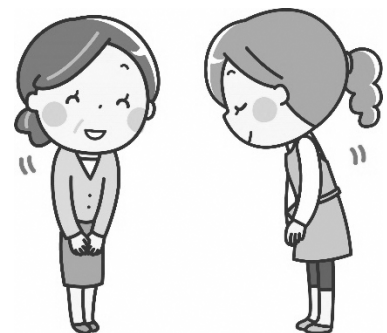
基本目標 1 福祉を担う人づくり

地域福祉活動を進めるにあたり、私たちは地域の一員であることを自覚しなければなりません。

その第一歩は、あいさつです。まちですれ違ったとき、性別や年齢に関係なくあいさつを交わし、親しく付き合うことができるように、気持ちよくあいさつできる地域づくりを進める必要があります。特に、向こう三軒両隣では、お互いに助け合って生活することができる関係の構築、つまり隣近所のきずなを深めていくことが大切です。

また、地域住民として、地域の福祉活動にも積極的に参加することが求められます。人と人との交流を通じた住民同士の良好な関係の構築に向けて、地域を知り、福祉活動に参加することも重要です。

さらに、地域にはさまざまな人が多様性を持ちながら暮らしています。心のバリアフリーなどを意識してその多様性について理解を深め、認め合いながら、お互いが支え合う地域にするため、福祉の意識を高めていく取り組みも必要です。





(1) 支え合う意識の高揚

高齢者や障がいのある人への理解が深まり、ノーマライゼーションという概念は広まりつつありますが、まだまだ十分浸透していない状況にあります。また、近年では、乳幼児や児童、高齢者に対する虐待、女性に対する暴力が社会問題になっており、虐待の報告件数は氷山の一角であって、実際にはかなりの件数があるのではないかという危機感も指摘されています。

私たちは同じ地域に住む者として、偏見や差別のない地域をつくる必要があります、そのためには支え合う意識を高めることが大切です。

住民一人ひとりに地域で取り組んでほしいこと

- 心のバリアフリーを実践するように努めましょう。
- 高齢者や障がいのある人への理解を深めましょう。
- 虐待やその可能性のある事例を見たり聞いたりしたら、迷わず行政や関係機関に通報・相談しましょう。

住民同士・事業者等で取り組んでほしいこと

- 各事業において世代間の交流を積極的に進めましょう。
- 高齢者や障がいのある人の参加を呼びかけましょう。

町（行政）で取り組んでいくこと

- 心のバリアフリーの普及啓発に努めます。
- 子どもの頃からお互いの個性を尊重して違いを認め合うことができるよう、お互いに助け合い、支え合う、思いやりの心を育みます。
- 地域の問題発生の予防のために、困りごとの把握やその解決に向けて住民同士で協力しあうことができるよう、交流の場づくりの支援を行います。
- あらゆる媒体や機会を通じて、通報や相談先についてわかりやすい情報提供に努めます。



(2) 福祉活動への理解・参加の促進

私たちの住んでいる地域はどんな地域なのか、どんな人が暮らしているのか、もっと地域のことに興味を持ち、地域の中で一人ひとりができることを実践しながら、福祉活動を高めていく必要があります。

また、関心は高くても、時間の制約があったり、はじめの一步が踏み出せなかったりする人も多いことから、福祉について学ぶきっかけや、地域の福祉活動を知り、福祉に理解を深め行動するきっかけづくりを進める必要があります。

住民一人ひとりに地域で取り組んでほしいこと

- 地域のことに興味を持ちましょう。
- 地域の行事に参加して、できるだけ多くの人と顔見知りになるようにしましょう。
- 地域福祉を推進するため、自分の持つ知識や技術を活用しましょう。

住民同士・事業者等で取り組んでほしいこと

- 高齢者や障がいのある人、外国人などに対する福祉活動への参加を積極的に呼びかけましょう。
- 地域の行事に手伝いとして協力するなど、同じ地域住民として少しでも地域に貢献できるように心がけましょう。
- 社会福祉法に基づく事業者等において、地域における公益的な取り組みに努めましょう。

町（行政）で取り組んでいくこと

- 福祉活動への参加に対する住民一人ひとりの意識が高まるよう、情報提供を充実します。
- 高齢者や障がいのある人への理解と交流を深めるよう、情報を提供します。
- 地域活動の要となる各種団体や組織の活動を支援し、町全体の地域福祉活動の活性化を図ります。
- 事業者等による地域貢献活動を支援します。
- 各種団体との連携を深め、活動に関する情報収集を行い、住民への情報提供を行います。



(3) 福祉の人材育成・確保

今後、地域での福祉活動を盛んにするためには、子どもの頃からの福祉教育の重要性が指摘されており、家庭、地域、学校が連携して思いやりの心を持った子どもたちを育成することが必要です。

近年、児童や生徒が乳幼児や高齢者等とふれあう機会が減っている現状があります。家庭、地域、学校が連携して、多世代との交流や体験を通じて幼い頃から福祉への理解を深めることが必要です。

住民一人ひとりに地域で取り組んでほしいこと

- 家族で地域の福祉活動に参加しましょう。
- 一人ひとりが、福祉の問題を自分自身のこととして捉えましょう。
- 地域の福祉施設の見学や各種講座などに積極的に参加して福祉の知識を身につけましょう。
- 福祉活動へ参加する仲間づくりを進めましょう。

住民同士・事業者等で取り組んでほしいこと

- 地域のサークルや団体同士で積極的に交流を図りましょう。

町（行政）で取り組んでいくこと

- 子どもたちを対象にした講座や勉強会などを開催し、啓発を行います。
- 各種講座や講演会などを開催し、住民一人ひとりの福祉に対する理解を深めます。



(4) 地域福祉活動の担い手づくり

地域住民が取り組むべき課題や問題に対する改善方法について、活動の担い手（人材）を充実させることが求められており、各種ボランティア団体や福祉団体においても、活動の中心となって指導的な役割を果たす人材の不足や、リーダーの高齢化が進み、次の時代のリーダーが見つからないという現状があります。長期的な視点から、地域資源である人材を掘り起こし、リーダーの育成が必要です。

今後も、ボランティアやNPO活動が果たす役割はますます重要となるため、ボランティアやNPOのみならず、行政や社会福祉協議会も活動情報を提供し、活動内容をPRするなど、協働・連携して取り組むことが大切です。

住民一人ひとりに地域で取り組んでほしいこと

- 地域の活動に参加、協力しましょう。
- 人材の育成に、高齢者等が今まで身につけた知識や技術、経験等を活かしましょう。
- 行政などが開催する福祉学習の場へ積極的に参加しましょう。

住民同士・事業者等で取り組んでほしいこと

- 各種広報やホームページなどを利用して、活動に必要な情報を入手しましょう。
- 活動することの大切さや楽しさ、喜びを積極的にPRし、活動への参加を呼びかけましょう。
- 地域のリーダーの発掘や養成に努めましょう。

町（行政）で取り組んでいくこと

- 地域の実情に合った地域活動を展開できる人材の育成に努めます。
- 実際に行われている活動の内容等について情報発信に努めます。
- 事業者等に対し、ボランティアに参加しやすい環境づくりを働きかけます。
- 地域のサークルや団体同士が交流して情報共有・情報交換ができる場や機会を提供するなど、地域のサークルや団体同士の横のつながりづくりを支援します。
- 社会福祉協議会が地域福祉活動推進の核として機能するよう支援・連携します。



基本目標 2

互いに支え合う仕組みづくり

地域の中で安定した暮らしができるように、お互いに支え合っていくためには、身近な地域で相談できる場や機会が必要です。そのため、窓口の充実や相談を受ける側の資質向上などに努めながら誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めます。

町では多様な福祉サービスを提供していますが、その情報を得ることができなければ、サービスを利用できません。そのため、情報提供の内容や手段などを工夫しながら、必要な情報が容易に入手できる環境づくりを進めます。

近年では、ひとり暮らしの高齢者や認知症の高齢者が増加しており、財産の管理や福祉サービスの利用に困っている人がいます。また、その高齢者を狙った悪質な販売などが増加しているため、援護が必要な人の生活を守ります。

また、町が行うサービス以外にも、障がいのある人やその家族などで構成するさまざまな団体が相談やイベントなどを行いお互いに支え合っています。今後も情報提供や、必要に応じて経済的支援等を行いながら福祉活動団体の活動を支援していきます。

さらに、適切なサービスが提供されているか検証や評価を行いながら、ニーズを把握して、適切なサービスを提供していきます。





(1) 相談体制の整備

相談することは、問題解決の第一歩であり、一人ひとりが積極的に相談することと、気軽に相談できる体制をつくることが大切です。

実際にどこの窓口へ行けばいいのか分からないために相談できずにいる人も少なくないことから、各相談窓口の連携を図り、もっと住民一人ひとりに浸透するよう、周知を図ることが必要です。

また、近年では、家族形態や働き方の変化などに伴うニーズの多様化、ダブルケアや8050問題などの複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応など、必要な支援が複雑化・多様化してきた相談内容に対応するため、複合的な相談に対応できる包括的な相談支援体制の構築と関係機関との連携強化が必要です。

住民一人ひとりに地域で取り組んでほしいこと

- 問題を家族・個人だけで抱えこまず、積極的に相談しましょう。
- 支援が必要な人を地域の中で見守り、必要に応じて関係機関へ連絡・相談をしましょう。
- 公的機関などを利用した相談を行うなど、身近な地域でできる相談について検討しましょう。

住民同士・事業者等で取り組んでほしいこと

- 地域にある身近な相談先として、地域で協力し相談活動に取り組みましょう。
- 地域の福祉に関する相談窓口として、民生委員・児童委員等との連携を深めましょう。

町（行政）で取り組んでいくこと

- 役場の相談窓口など、相談できる場所や内容について、広く周知します。
- 民生委員・児童委員等と協力して、各種相談事業について周知を図り、気軽に相談できる体制をつくります。
- 複合的な相談にも適切なアドバイスができるよう、相談を受ける側の資質向上に努めるとともに、総合的な相談支援体制の構築にむけ、各種既存の相談機関の連携を強化します。
- 困難事案にもスムーズな対応ができるよう、各種既存の相談機関で蓄積された困難事案への対応等について情報共有を行うなど、ネットワークの強化を図ります。



(2) 情報提供体制の整備

どんなサービスがあるのか、どういう人が利用できるのかなど、サービスに関する情報が行き届いておらず、必要な人に必要な制度やサービスが行き届いていない状況が考えられます。

誰にでも分かりやすく各サービスの内容や情報が行きわたるよう、当事者の立場を考慮するなど、情報提供の手段や内容などを充実していく必要があります。

住民一人ひとりに地域で取り組んでほしいこと

- 広報紙や回覧板などをよく読み、関心を持って情報を得るようにしましょう。
- サービスを必要とする人に対して、情報を提供しましょう。
- インターネットや情報通信機器を活用しましょう。

住民同士・事業者等で取り組んでほしいこと

- 地域の施設や団体等も、機関紙を発行するなど情報を提供しましょう。

町（行政）で取り組んでいくこと

- 広報紙、ホームページ、冊子、パンフレット、自治会回覧など、さまざまな手段で、分かりやすく情報を提供します。
- 視覚・聴覚に障がいのある人など、障がいに応じた方法による情報提供に努めます。
- 各相談窓口を活用した情報提供を行います。
- 福祉に関係する団体に対して、福祉サービスに関する情報を提供します。
- 庁内の各部署で実施しているさまざまな会議等の場において出された意見や課題等について、庁内の関係部署への情報提供に努めます。



(3) ニーズに応じたサービスの提供

介護保険制度や障害者総合支援法に基づく支援制度などのサービスをはじめ、町で提供している各種福祉サービスがありますが、これらのサービスでは対応できない潜在化した生活課題があります。

これからの少子高齢社会は、公的サービスだけでなく多様なニーズへの対応やきめ細かいサービスが求められると考えられます。これらのニーズをいかに把握するかが大切であり、その方法、手段について検討する必要があります。

住民一人ひとりの要望や生活実態をより正確に把握するためには、隣近所の声かけや見守り活動などの地域の協力も必要になります。また、一人ひとりの状況に合わせたサービスを提供するためには、行政ではできないサービスを地域ごとに展開していくことも必要です。

住民一人ひとりに地域で取り組んでほしいこと

- ひとり暮らし高齢者などの「ちょっとしたこと・変化」に気を配りましょう。
- アンケート調査等には、関心を持って積極的に回答し、地域の意向を示しましょう。

住民同士・事業者等で取り組んでほしいこと

- 隣近所の声かけや見守り活動によりニーズを見つけ、地域で手助けしましょう。
- サービス提供事業者や福祉施設は、地域住民に積極的に情報を提供し、理解を深めてもらいましょう。
- 地域で活動する組織や団体の連携強化・情報の共有化を図りましょう。

町（行政）で取り組んでいくこと

- アンケート調査、各種相談員、サービス事業者などを通じてニーズを把握します。
- 地域住民の声を聴く場づくりの支援を行います。
- サービスの利用状況の分析や各種調査などにより、サービスを利用する側と提供する側の双方のニーズを把握します。
- ニーズに合った適切なサービスの提供に努めます。



(4) 地域活動団体への支援

地域において福祉活動を行っている団体は、社会福祉協議会を始め、事業者等、ボランティア団体、障がい者団体、自治会、老人クラブ、自主防災組織等があり、それぞれがさまざまな活動を行っています。また、取り組んでいる分野も、高齢者や障がいのある人に対する支援、防災・防犯、地域の清掃・美化など多岐にわたっていますが、PRが十分に行えないため、どんな団体があり、どんな活動をしているのか、十分知られていない団体もあるのが現状です。

地域住民の参加や理解・協力を得て、地域で積極的な活動を行うため、各団体が連携しながら、地域住民との交流を深めていくことが求められています。また、各団体の活動を通して、支援を必要としている人が、地域の中で自立した生活が送れるように支援するとともに、住民や地域に対して積極的にPRし、理解、協力を求めることが必要です。

住民一人ひとりに地域で取り組んでほしいこと

- 団体の活動内容や状況について理解を深めましょう。
- 日常的な支援や災害時の救助方法について、機会を捉えて団体と話し合いましょう。

住民同士・事業者等で取り組んでほしいこと

- 団体同士の会合など情報交換の場を設けて協力体制を整えましょう。
- 活動内容や状況を積極的にPRして、地域の理解を得られるよう努めましょう。
- 団体の活動内容を充実しましょう。

町（行政）で取り組んでいくこと

- 社会福祉協議会や事業者、ボランティア団体、障がい者団体、自治会などの地域福祉に関係する団体が連携して活動できるよう支援します。
- 団体に対して、円滑な活動の支援に努めます。
- 団体からの要望や意見を聞く機会の確保に努めます。
- 各団体間の情報交換や交流機会の充実に努めます。



(5) 支援が必要な人への対応

近年、高齢者だけの世帯やひとり暮らし高齢者が増えており、高齢者を狙った悪質な訪問販売などの社会問題も多発しています。権利擁護等の制度はありますが、実際の利用は少ないのが現状です。また、DV、ひきこもり、自殺、虐待、生活困窮者など、従来の福祉の概念では捉えきれない新たな社会問題も増えてきています。

これらの社会問題の多くが家庭内で発生していることから、発見することが難しいうえ、その原因や解決の手段が複雑化し、個々のケースで判断しなければならない案件が増えてきています。まずは、支援が必要な人を把握することが必要であり、解決に向けて専門家を交えて協議するなど、プライバシーに配慮しながら慎重かつ適切な対応を図ることが必要です。

住民一人ひとりに地域で取り組んでほしいこと

- 異変や問題を発見したら、小さなことでも迷わず関係機関に連絡・相談しましょう。
- 声かけ、見守り活動により、支援が必要な人の異変を早期に発見しましょう。
- 日頃から家族や地域でコミュニケーションを図り、問題発生の予防に努めましょう。

住民同士・事業者等で取り組んでほしいこと

- 個人情報の保護に配慮しつつ、援護が必要な人の把握に努めましょう。

町（行政）で取り組んでいくこと

- 問題の早期発見に努めます。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、利用が必要である人に対し、その趣旨や利用方法などを説明し利用を支援します。
- 健康福祉事務所（保健所）、児童相談所、警察など関係機関と協力し、迅速な対応に努めます。
- 問題発生の予防や問題の解決のため、相談体制の充実に努めます。
- 福祉施設、各種相談機関、民生委員・児童委員、学校、医療機関、交番等の地域のさまざまな社会資源と相談窓口との連携を強化し、ネットワークの充実に努めます。
- 個人情報の保護に配慮しつつ、地域生活課題を庁内関係部署等と共有し、対応するよう努めます。



(6) 生活困窮者への対応

近年、地域経済の伸び悩みや雇用形態の多様化などにより、若い世代においても仕事に就けなかったり、収入が少なかったりなど、生活困窮に陥っている人の増加がみられます。生活困窮者は、経済的な問題だけではなく、社会的な孤立や社会からの排除、心身の障がいや不安、経済的困窮など、複合的な問題を抱えている場合が多く、自立のためには、単に就労につなげるだけでなく、その人ごとに適した支援が求められます。

このような状況を踏まえ、国において、「生活困窮者自立支援法」が平成 27（2015）年 4 月に施行されました。この法律により、社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を抜本的に強化することを目的とした生活困窮者の支援制度が始まりました。

生活困窮という課題を抱える地域住民が、各種自立支援事業によって課題の解決、又は将来に対する漠然とした不安を払拭し、地域の一員として安心して日常生活を営み、社会参加が可能となる生活を築いていけるようになることが求められます。

住民一人ひとりに地域で取り組んでほしいこと

- 生活困窮者への支援制度について関心を持ち、理解を深めましょう。
- 日頃から家族や地域でコミュニケーションを図り、困っている人がいれば早めの相談を促しましょう。

住民同士・事業者等に取り組んでほしいこと

- 地域の人同士で気づき合える「顔の見える関係」を作り、地域で孤立しがちな人に気を配りましょう。
- 地域で支援が必要な人に対しては、自治会長や民生委員・児童委員等、地域の組織や団体の連携強化・情報の共有化を図り、支援を行いましょう。

町（行政）に取り組んでいくこと

- さまざまな課題や問題、相談ごとを受け止めることができるよう、相談機関・体制の充実を図ります。
- 相談に来た人に対して、その状況を適切に把握し、ふさわしいサービスの提供や支援が受けられるよう、庁内関係部署や関係機関と連携します。



基本目標3 安心できる環境づくり

誰もが住みやすい地域となるためには、まず道路や公共交通などの面では、安心して移動、外出できる環境づくりのために、段差の解消や歩道の整備などを進めるとともに、施設の整備にあたっては、公共、民間を問わず、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れ、誰もが住みやすいまちの実現に努めます。

また、施設や道路といったハードだけでなく、自分以外の人のことを考えるちょっとした気配りや思いやりの大切さを普及しながら、困っている人がいたら自然に手を貸すことができるような、人にやさしいまちの実現に努めます。

防災、防犯の面で地域が担う役割はとても重要です。災害への備えと防犯に結びつく取り組みを支援し、安心・安全なまちの実現に努めます。

地域にはさまざまな施設があり、地域の資源となっています。施設利用のPRや有効活用の方法などを検討しながら、地域資源を活用していきます。

こうした地域資源を活用しながら、地域の実情に合ったその地域らしい取り組みを進めることが大切です。地域に密着した活動の展開や、地域独自のサービスの実施を支援しながら、地域に合った取り組みを進めます。





(1) 人にやさしいまちづくり

身近な道路において、子どもや子育て中の人、高齢者や障がいのある人にとって、安全な外出・移動が妨げられている場面がみられます。また、視覚障がい者用誘導ブロック（点字ブロック）があるのに、自転車が邪魔をしていて通れなかったり、障がい者用駐車場に一般の車が駐車していて使えなかったりするために外出しにくいなどの問題も聞かれます。このような状況では、せっかく整備しても利用することができません。

電車やバスなどで高齢者や障がいのある人に対して席を譲るなど、一般的なマナーやルールをきちんと守ることや、自分以外の人のことを考えるちょっとした配慮や思いやりを持って、みんなで「心のユニバーサルデザイン（自分以外の人のことを考えるちょっとした気配り）」を実践し、誰もが気持ちよく安心して生活できる環境をつくる必要があります。

安心して外出、移動できるような環境を整備していくとともに、不特定多数の住民が利用する公共施設や民間施設においても、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れ、誰もが住みやすいまちづくりを進めていく必要があります。

住民一人ひとりに地域で取り組んでほしいこと

- 迷惑となる駐車・駐輪をやめましょう。
- 道路の段差や階段などで、通行に困っている人がいたら積極的に声をかけましょう。
- 点字ブロックの上に自転車や物などを置かないようにしましょう。
- 困っている高齢者や障がいのある人などを見かけたら、積極的に手助けしましょう。

住民同士・事業者等で取り組んでほしいこと

- 「心のユニバーサルデザイン」について、それぞれができることなどについて、地域で話し合しましょう。
- 地域でイベントを開催する時には、誰もが気軽に参加できるように考えましょう。

町（行政）で取り組んでいくこと

- 不特定多数の人が利用する公共施設のユニバーサルデザイン化に努めます。
- 施設を新設する場合には、高齢者や障がいのある人への対応を推進します。



(2) 安心・安全なまちづくり

災害発生時には、マニュアル通りに行動できない可能性があるものの、いざというときに役立つ知識を身につけ、地域の力で消火、救助、避難などができる体制を確立しておく必要があります。そのためには、実際に即した防災訓練や災害に備えた体制づくりが必要です。

また、近年では、子どもたちを狙った犯罪や振り込め詐欺、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦を狙った悪質商法も増加しています。

一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないように心がけるとともに、地域ぐるみで防犯活動を展開することが必要になります。

住民一人ひとりに地域で取り組んでほしいこと

- 自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持って、自主防災活動や防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 災害に備え、地域内の危険な場所を確認しましょう。

住民同士・事業者等で取り組んでほしいこと

- 犯罪がおこりにくい地域となるように防犯活動を進めましょう。

町（行政）で取り組んでいくこと

- 自主防災組織、福祉施設、事業者等に対し防災訓練の実施を呼びかけます。
- 広報紙やホームページ等により防犯意識の啓発に努めます。
- ホームページ等により情報の配信を行います。
- 稲美町地域見守り活動に関する協定事業者との連携に努めます。





(3) 要配慮者への支援の充実

近年では、防災体制の充実が望まれる一方で、プライバシーの問題があり、災害時の要配慮者の実態が分からないこと、要配慮者本人や家族の意向で地域とのつながりがない人の問題が取り上げられています。

町では、災害時に自ら避難することが困難である人（避難行動要支援者）の名簿を作成し、本人の同意がある場合は、平時から自治会・自主防災組織及び民生委員・児童委員（避難支援等関係者）に名簿情報を提供し、災害時の迅速な情報提供や避難支援等に努めています。災害時における情報の伝達や安否確認、避難支援などに活用するとともに、日頃の見守り活動や助け合い活動に活用していきます。

住民一人ひとりに地域で取り組んでほしいこと

- 子どもや高齢者、障がいのある人の防災訓練への参加を呼びかけましょう。
- 日頃から地域でのあいさつや声かけを行い、高齢者や子どもたちを見守りましょう。

住民同士・事業者等で取り組んでほしいこと

- 地域では、避難が困難な高齢者や障がいのある人のために避難経路の確認、避難所への誘導など、緊急時に取るべき行動を確認しましょう。

町（行政）で取り組んでいくこと

- 避難行動要支援者支援制度について、災害時における情報の伝達、安否確認及び避難支援に活用します。
- 支援を必要とする人々とそのニーズの把握に努めます。
- 効果的な避難支援の方策について検討します。
- 地域の自主防災組織などと要支援者の情報を共有し、その活用を図ります。



第5章 計画の推進に向けて

1 計画の普及啓発

地域福祉は、稲美町で生活を営む地域住民が中心となって進めていくものであるため、一人でも多くの住民に計画内容の理解と協力を求めていく必要があります。

広報紙やホームページなどを活用し、住民への周知を図るとともに、民生委員・児童委員などに具体的な活動事例などを紹介しながら、理解と協力を求めていきます。

2 住民、地域、事業者と行政の協働による計画の推進

本計画を推進していくために、住民・地域組織、福祉サービス事業者、社会福祉協議会及び行政が、計画で位置づけられたそれぞれの取り組みを認識し、施策を展開する中で連携し、協働して進めます。

(1) 住民・地域の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識をより一層高め、地域社会を構成する重要な一員であることの自覚を持つことが大切です。

日常における何気ない心配りはもちろんのこと、福祉施策への意見を表明したり、自らボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加したりするなど、思いやりあふれる行動者になることが一人ひとりに求められています。

また、思いやりあふれる地域コミュニティを築くために最も大切なことは、「与えられる福祉」ではなく、「地域のみんなでつくりあげていく福祉」を実現することです。地域のすべての住民が分かち合い、認め合い、助け合うことが、地域福祉推進の力をつくりだします。

(2) 事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスの提供や、住民の福祉活動への参加の支援、福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。



3 地域福祉の推進体制

(1) 社会福祉協議会との連携

住民、事業者、町などがそれぞれの役割を果たすとともに、地域福祉の向上に向けて協働して取り組むことが必要です。

そのためには、まず地域福祉の推進役である社会福祉協議会が、より一層中心的な役割を果たしていくことが求められることから、行政と社会福祉協議会との連携を強化していきます。また、その連携の一環として、社会福祉協議会における「地域福祉推進計画」の策定について支援します。

(2) 地域福祉の推進体制

地域福祉を推進していくためには、地域の住民一人ひとりが地域の福祉を意識することが重要です。「住民一人ひとりの取り組み」、「住民同士の取り組み」、「事業者等の取り組み」の3つの取り組みが、「みんなでつくる 誰もが安心して暮らせる地域共生社会」の実現につながります。その実現に向けて、社会福祉協議会が社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を図り、行政においてはその推進体制を支援し、施策の全体的な推進を図ります。

4 計画の進行管理・評価

本計画を総合的に推進していくためには、住民の主体的な活動が重要となります。本計画の策定にあたり、実態把握として実施したアンケート調査は新型コロナウイルス感染症の発生前に実施した調査であることを踏まえ、住民参加の視点から意識調査や地域福祉活動関係者との意見交換会などを適宜行い、地域福祉活動に関する住民の意識や活動実態、感染症の拡大による地域生活課題への影響などの把握に努めます。

また、今後の進行管理に向けては、利用者の立場に立った福祉サービスなどの適切な評価が行えるよう、住民の声を反映して検証するとともに、新型コロナウイルス感染症を含めた社会情勢に合わせながら柔軟に進めていきます。

さらに、庁内の関係部署と社会福祉協議会とともに、本計画について、調査、分析及び評価を実施していきます。



資料編

1

計画の策定経過

日 程	協議事項
令和元年（2019年） 10月25日 第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> （1）地域福祉計画の策定について （2）アンケート調査の実施について （3）今後のスケジュールについて
令和2年（2020年） 11月27日 第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> （1）計画策定にかかる経緯及び今後の予定について （2）アンケート調査結果について （3）地域福祉計画（案）の概要説明 （4）基本理念について
令和2年（2020年） 12月25日 第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> （1）前回からの変更等について （2）パブリックコメントについて （3）今後の予定について
令和3年（2021年） 2月16日 第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> （1）前回からの変更等について （2）パブリックコメントの結果について （3）地域福祉計画の承認について



2

稲美町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	団 体 名
学識経験者	小 林 茂	兵庫大学
	後 藤 倫 子	加古川医師会
保健又は福祉関係者	藤 本 博 敏	稲美町社会福祉協議会
	大 西 茂 子 (~令和元(2019)年 11 月 30 日)	稲美町民生委員児童委員協議会
	大 前 勝 彦 (令和元(2019)年 12 月 1 日~)	
	松 尾 正 己	稲美町身体障害者福祉協議会
	植 田 貴 代	手をつなぐ育成会
	國 生 直 也	特別養護老人ホーム 稲美苑
	西 村 百 美	児童家庭支援センター 虹の丘
	原 田 泰 志	生涯学習サポート兵庫
住民の代表者	岩 本 隆 文 (~令和 2(2020)年 3 月 31 日)	稲美町自治会長会
	田 河 博 (令和 2(2020)年 4 月 1 日~)	
	辻 本 政 勝	稲美町老人クラブ連合会
公募委員	市 谷 昇	
行政関係者	竹 内 みな子	東播磨県民局加古川健康福祉事務所
	牧 野 宏 成	



3

稲美町地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和元年5月14日要綱第1号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく稲美町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定又は改定に関する検討等を行うため、稲美町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定又は改定に関すること。
- (2) その他計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健又は福祉関係者
- (3) 住民の代表者
- (4) 行政関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定又は改定の終了をもって満了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって開催する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会議において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見等を聴くことができる。



(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 委員の委嘱後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。



4 用語解説

用語	解説
あ NPO	「Nonprofit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う団体のこと。
か 核家族	一組の夫婦と未婚の子から成る家族のこと。日本において少子高齢化の進行により核家族の割合は増加傾向にある。
権利擁護	生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。
高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」という。
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画。「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき、町が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画。
子ども・子育て支援 事業計画	「子ども・子育て支援法」第61条に基づく、子どもの保育・教育事業（保育園、幼稚園、認定子ども園に関すること）や小学生の放課後の居場所（学童保育など）に関することなどを決める計画。
さ 社会福祉協議会	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っている。
障害者基本計画・ 障がい福祉計画	障害者基本計画は「障害者基本法」の第11条第3項に基づき、障がい者施策全般に関わる理念、基本的な方針や目標を定め、総合的かつ計画的に取り組むための計画。障がい福祉計画は「障害者総合支援法」の第88条第1項、及び「児童福祉法」の第33条の20第1項に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とした計画。
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々が、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする場合などに、保護し、支援する制度のこと。
た ダブルケア	介護と子育てといったように、家族や親族など複数のケアに携わること。近年、晩婚化や高齢出産などにより、ダブルケアを担う人が増加傾向にある。



用語	解説
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
地域コミュニティ	日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。
地域包括ケアシステム	ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療、介護、福祉サービスを含むさまざまな生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制。
DV	Domestic Violence の略。夫婦や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力。
な ニート	職に就かず、又求職活動もせず、通学もしていない、15 歳から 34 歳の無業者のこと。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。
ノーマライゼーション	社会福祉の分野において、障がいの有無や性別、年齢の違いなどによって区別をされることなく、主体的に、当たり前、生活や権利の保障されたバリアフリーな環境を整えていく考え方のこと。
は <small>はちまるごーまる</small> 8050問題	ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に 50 代前後のひきこもりの子どもを 80 代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活困窮や社会的孤立、病気や介護等の問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。
パブリックコメント	行政の基本的な政策や制度を定める計画や条例を決める際に、案を公表し、住民から提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う手続きのこと。
バリアフリー	もともとは建築用語で障壁となるもの(バリア)を取り除き(フリー)、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がいのある人だけではなく、すべての人にとって日常生活の中に存在するさまざまな(物理的、制度的、心理的)障壁を除去することの意味合いで用いられている。



用語	解説
ひきこもり	「さまざまな要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊等）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念」と定義されている。
ボランティア	自発的な意志に基づき、金銭的な見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動に参加すること。
ま 民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のこと。地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う「児童委員」を兼ねる。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
や ユニバーサルデザイン	年齢、性別、障がいや能力の差、また国や文化、言語の差を問わず、誰でもわかりやすく、使いやすい物を作るためのデザインのこと。 「心のユニバーサルデザイン」とは、困っている人に気付いたら、すすんで声をかける、困ったら周りの人に協力を頼むなど、一人ひとりが相手の立場に立って思いやりある行動をとり支え合うことを指す。

稲美町地域福祉計画

令和3（2021）年3月

稲美町 地域福祉課

〒675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地

電 話：079-492-9136（直通）

F A X：079-492-8030



稲美町